第２期美馬市国土強靭化地域計画

令和７年３月

【令和８年７月改訂】

美　馬　市

目次

第１章　計画策定の趣旨、位置付け

１　計画策定の趣旨 1
２　計画の位置づけ 2
３　計画の推進期間 2

第２章　基本的な考え方

１　基本目標 3
２　事前に備えるべき目標 3

第３章　美馬市の概況と災害リスク

１　美馬市の概況 4
２　美馬市の災害リスク 4
（１）南海トラフ地震 4
（２）風水害等 7
３　対象とする自然災害 9

第４章　国土強靭化に向けた取組の現状と課題（脆弱性評価）

１　脆弱性評価とは 10
２　施策分野の設定 10
３　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 11
４　脆弱性評価 13

第５章　美馬市の強靭化に向けた対応方策

目標１　大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る 14
リスクシナリオ 1-1　大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 14
リスクシナリオ 1-2　地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 21
リスクシナリオ 1-3　突発的又は洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、また防災インフラの損壊・機能不全による洪水等に対する脆弱な

防災能力の長期 25
リスクシナリオ 1-4　大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生 30

目標２　救助･救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康･避難生活環境を確実に確保することにより、助かる命を救う 36
リスクシナリオ 2-1　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 36
リスクシナリオ 2-2　道路寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 42
リスクシナリオ 2-3　自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足 46
リスクシナリオ 2-4　想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 51
リスクシナリオ 2-5　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 53
リスクシナリオ 2-6　被災地や避難生活等における感染症や健康状態の悪化、災害関連死等の発生 54

目標３　防災対策に必要不可欠な拠点機能を確保することにより、初動対応の遅れを防ぐ 58
リスクシナリオ 3-1　警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 58
リスクシナリオ 3-2　行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ 59

目標４　情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる 62
リスクシナリオ 4-1　テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの途絶により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 62
リスクシナリオ 4-2　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や、石油・LP ガス燃料供給施設等の長期にわたる機能の停止避難行動や救助・支援が遅れる事態 68
リスクシナリオ 4-3　長期間にわたる断水、下水道施設の機能停止 70
リスクシナリオ 4-4　交通・防災インフラの長期間にわたる機能停止 73

目標５　経済活動を機能不全に陥らせない 76
リスクシナリオ 5-1　地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態 76
リスクシナリオ 5-2　重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流

出発等 78
リスクシナリオ5-3　金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響 80
リスクシナリオ5-4　食料等の安定供給の停滞に伴う住民生活・社会経済活動への甚大な影響 81
リスクシナリオ5-5　農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 85
リスクシナリオ5-6　農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下 86

目標６　社会･経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する 87
リスクシナリオ6-1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 87
リスクシナリオ6-2　地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 89
リスクシナリオ6-3　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 92
リスクシナリオ6-4　貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失 93
リスクシナリオ 6-5　速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響 94

横断的分野の推進方針 96
横断的分野　A　リスクコミュニケーション分野 96
横断的分野　B　人材育成分野 98
横断的分野　C　官民連携分野 100
横断的分野　D　長寿命化対策分野 101
横断的分野　E　研究開発分野 102

第６章　施策の重点化

1　施策の重点化の考え方 103
2　施策の重点化 104

第７章　計画の推進と進捗管理

1　推進体制 105
2　計画の進捗管理と見直し 105

第１章　計画策定の趣旨、位置付け

1　計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下、「国土強靭化基本法」という。）が公布、施行され、平成 26 年６月には、国土強靭化基本法に基づき、国土の強靭化に関係する計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定された。

また、徳島県においても、平成 27 年３月に「徳島県国土強靭化地域計画」が策定され、国と地方が一体となって強靭化の取組が推進されている。

そのような中、平成 28 年の熊本地震や平成 30 年７月豪雨災害等、近年、自然災害が頻発、激甚化し、国土強靭化の重要性が一層増していることを受け、国においては国土強靭化基本計画の見直しや「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）が示されたほか、令和６年元日に発生した「能登半島地震の教訓」を踏まえ、徳島県においても「徳島県県土強靭化・レジリエンス推進計画」を新たに策定するなどの見直しが行われた。

本市においても、南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震をはじめ、吉野川や多くの土砂災害警戒区域を抱えるなど、様々な自然災害のリスクを有しており、それらの自然災害に対して事前から備え、市民の生命や財産を守る防災・減災、国土強靭化は、喫緊の課題となっている。

このため、令和６年度末に「地域計画」が推進期間の終期を迎えるにあたり、あらゆる自然災害リスクに対して「強靭な美馬市」をつくり上げるため、本市の強靭化に関する計画や施策等に関する指針として「美馬市国土強靭化地域計画」（以下、「本計画」という。）の策定を行うものである。

2　計画の位置づけ

本計画は、国土強靭化基本法の第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として位置づけるものであり、また、県地域計画が本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つともに、本市の行政運営全般の指針となる「美馬市総合計画」との調整を図りながら、分野別・個別計画の強靭化に関する部分の指針となる計画として定めるものである。

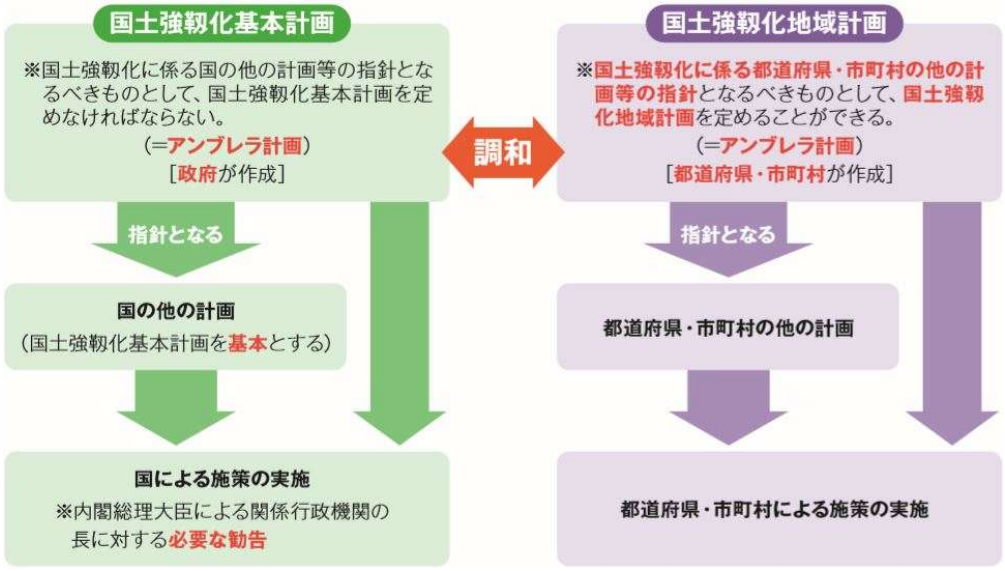

図　国土強靭化基本計画と国土強靭化地域計画の関係

3　計画の推進期間

計画の推進期間は、令和７年度から令和１１年度の５年間とする。

ただし、目標年度以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第２章　基本的な考え方

本計画の基本目標や事前に備えるべき目標は、基本計画や徳島県県土・レジリエンス推進計画を踏まえ、以下のとおり設定する。

1　基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

（1）人命の保護が最大限図られる

（2）美馬市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

（3）市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる

（4）迅速な復旧・復興を可能にする

2　事前に備えるべき目標

（1）大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

（2）救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより助かる命を救う

（3）防災対策に必要不可欠な拠点機能は確保することにより初動対応の遅れを防ぐ

（4）情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

（5）経済活動を機能不全に陥らせない

（6）社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

第３章　美馬市の概況と災害リスク

1　美馬市の概況

本市は、平成 17 年３月１日に旧美馬郡内の脇町、美馬町、穴吹町及び木屋平村が合併してできた、豊かな自然と数多くの文化財が残る歴史情緒あふれるまちである。徳島県の西部（徳島市から約 40km）に位置し、西側が三好市、美馬郡つるぎ町と、北側が阿讃山脈の山頂で香川県と、東側が阿波市、吉野川市及び名西郡神山町と、南側が那賀郡那賀町と接している。

図　美馬市の位置

市のほぼ中央を東西に「四国三郎」吉野川が流れ、穴吹川など幾多の川が吉野川に流れ込み、その沿岸の平野部が主な可住地となっている。北側の阿讃山脈、南側の剣山をはじめ、ほとんどが山地で、総面積の約８割が森林となっており、清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しい地域である。

2　美馬市の災害リスク

（1）南海トラフ地震

南海トラフ巨大地震は、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ 4,000m級の「南海トラフ」と呼ばれる海底の溝で発生する地震であり、最大でM9.1 の地震が想定されている。

①震度

南海トラフ巨大地震が発生した際に、本市において想定されている揺れの大きさは、震度６弱から震度６強となっている。

なお、県東部の沿岸部では、広範囲の津波浸水被害が想定されているが、本市には津波浸水は想定されていない。

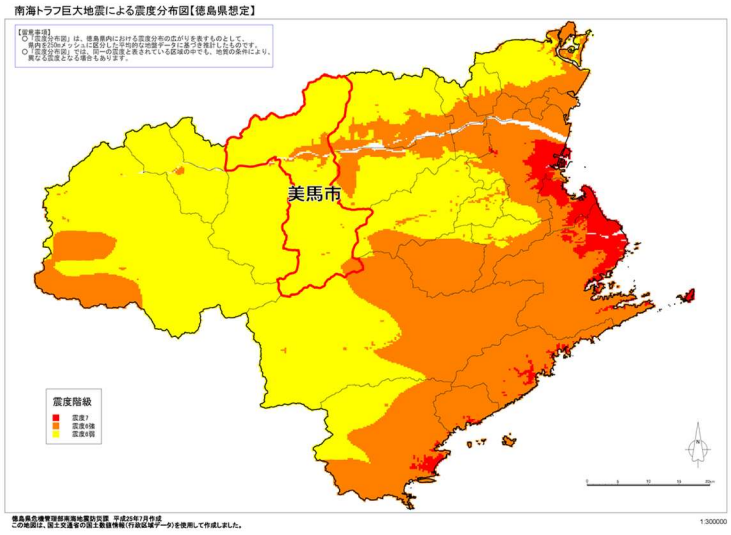

図　南海トラフ巨大地震による震度分布図

（参照：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定）

②被害の様相

南海トラフ巨大地震が発生した際には、以下のような被害の発生が想定されている。

【建物被害】全壊 1,200 棟、半壊 3,300 棟

【人的被害】死者 80 人、負傷者 650 人

【避難者(冬 18 時)】１週間後に 6,900 人（うち避難所生活者数 3,400 人）

【災害廃棄物等】重量換算８万トン、体積換算 15 万㎥

【住機能(冬 18 時)】必要応急仮設住宅戸数　700 戸

【孤立集落数】孤立する可能性のある集落数　116 集落、孤立集落　５集落

表　建物被害及び人的被害の内訳

項目			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
建物被害（棟）	揺れ	全壊数	1,200	1,200	1,200
		半壊数	2,800	2,800	2,800
	液状化	全壊数	20	20	20
		大規模半壊数	140	140	140
		半壊数	250	250	250
	急傾斜地崩壊	全壊数	30	30	30
		半壊数	50	50	50
	火災	焼失数			10
	合計	全壊数	1,200	1,200	1,200
		半壊数(大規模半壊を含む)	3,300	3,300	3,300
人的被害（人）	揺れ	死者	80	50	60
		家具転倒による死者	若干数	若干数	若干数
		負傷者	650	400	450
		負傷者のうち重傷者	110	60	70
		家具転倒による負傷者	90	60	60
		家具転倒による重傷者	20	10	10
	ﾌﾞﾛｯｸ塀・自動販売機転倒、屋外落下物	死者	0	若干数	若干数
		負傷者	0	20	30
		負傷者のうち重傷者	0	若干数	10
	急傾斜地崩壊	死者	若干数	若干数	若干数
		負傷者	若干数	若干数	若干数
		負傷者のうち重傷者	若干数	若干数	若干数
	火災	死者	若干数	若干数	若干数
		負傷者	若干数	若干数	若干数
		負傷者のうち重傷者	若干数	若干数	若干数
	合計	死者	80	50	60
		負傷者	650	420	490
		負傷者のうち重傷者	110	70	90

【上水道】発生直後には 28, 300 人の断水人口（断水率 92%）

復旧対象	直後		1 日後		1 週間後		1 か月後	
給水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口
30, 600	92	28, 300	69	21, 000	47	14, 200	7	2, 100

※断水率＝管路・浄水場等被害による断水人口／給水人口

【下水道】発生直後には 280 人の支障人口（支障率 11%）

復旧対象	直後		1 日後		1 週間後		1 か月後	
処理人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口
2, 700	11	280	11	280	11	280	0	0

※支障率＝管路・処理場被害による支障人口／処理人口

【電気】発生直後には 18, 200 戸の停電件数（停電率 100%）

代表震度	復旧対象	直後		1 日後	
	電灯軒数	停電率(%)	停電件数	停電率(%)	停電件数
5. 95	18, 200	100	18, 200	53	9, 700

※停電率＝需給バランス等に起因した停電軒数／全電灯軒数

【固定電話】発生直後には 11, 900 回線が不通（不通率 90%）

復旧対象回線数	直後		1 日後	
	不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数
13, 300	90	11, 900	44	5, 900

※不通率＝停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数／全回線数

（2）風水害等

近年、時間雨量 50㎜ を超える短時間強雨や総雨量が数百 ㎜ から千 ㎜ を超えるような大雨が発生し、全国各地で災害が発生している。

このような背景から、平成 27 年に水防法の一部が改正され、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定などが義務付けられ、吉野川の洪水浸水想定区域が公表されている。

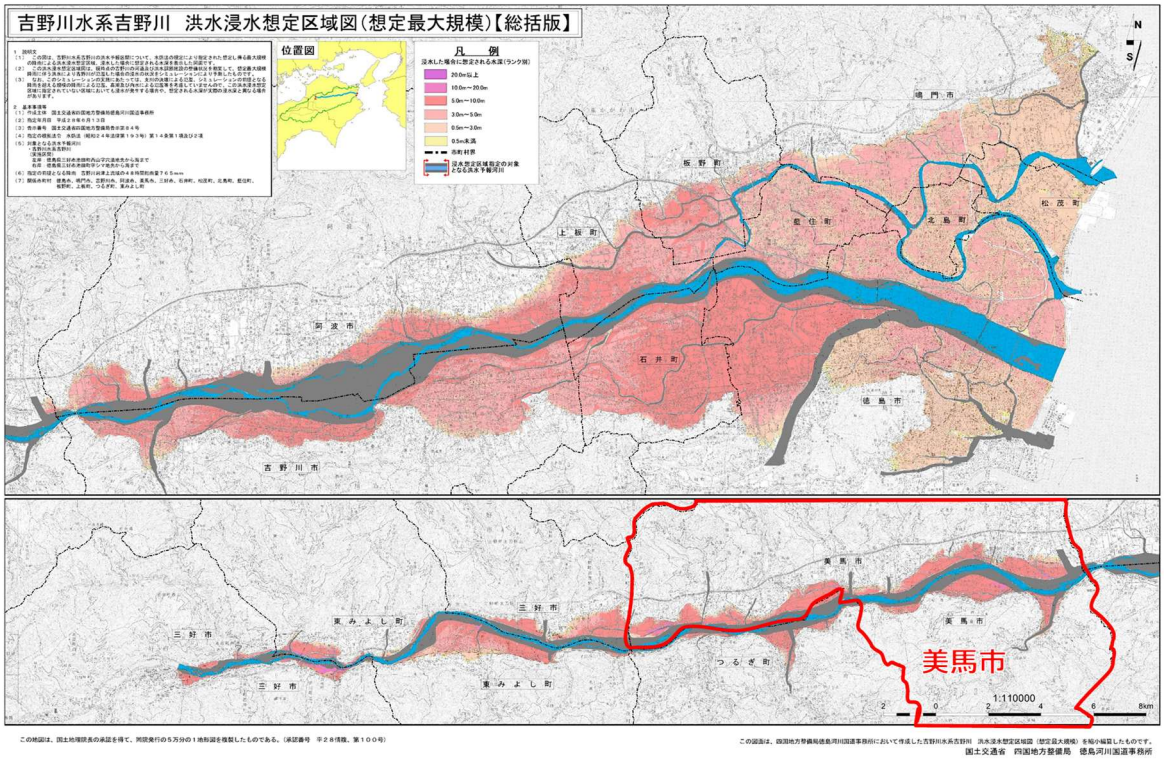

図　洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（参照：徳島河川国道事務所 HP）

市内の土砂災害警戒区域は、1,489 箇所（うち土砂災害特別警戒区域：1,379 箇所）となっており、徳島県全体の箇所数の約 12%を占め、土砂災害の危険性も高い地域となっている。

表　土砂災害警戒区域等の指定状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
		うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
美馬市	229	195	1, 211	1, 184	29	−	1, 489	1, 379
徳島県	2, 266	1, 944	9, 821	9, 698	445	−	12, 532	11, 642

参照：徳島県 HP

3　対象とする自然災害

本市の災害リスク等を踏まえ、本計画において対象とする自然災害を以下のように設定する。

対象とする災害		想定する規模等
南海トラフ地震・津波		南海トラフ地震により市内全域で震度６弱から６強の揺れが生じ、家屋倒壊やライフラインの損傷、孤立の発生等が生じる事態を想定。
中央構造線・活断層地震等（直下型地震等）		中央構造線断層帯沿いを中心に震度６強の揺れが生じ、家屋倒壊やライフラインの損傷、孤立の発生等が生じる事態を想定。
台風・梅雨前線、豪雨、豪雪等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨等による吉野川の洪水等を想定。例えば、48 時間総雨量が 765 ミリ※1 を超える大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

※１：吉野川の想定最大降雨のシミュレーション条件

第４章　国土強靭化に向けた取組の現状と課題（脆弱性評価）

1　脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本市の特性や災害リスクを踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるかを把握するために行うものである。これにより、本市の強靭化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

2　施策分野の設定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、徳島県国土強靭化地域計画の施策分野を参考に、市の特性等を踏まえて、５つの個別施策分野と５つの横断的施策分野を設定する。

■個別施策分野

① 行政施策分野　…　行政機能、消防、教育等
② 住環境分野　…　生活環境
③ 保健医療・福祉分野　…　保健・医療、福祉
④ 産業分野　…　エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産
⑤ 国土保全・交通分野　…　交通・物流、国土保全、土地利用

■横断的施策分野

A　リスクコミュニケーション分野　…　様々なリスクコミュニケーション
B　人材育成分野　…　民間の人材確保・育成等
C　官民連携分野　…　様々な官民連携施策
D　長寿命化対策分野　…　公共土木施設等の老朽化対策等
E　研究開発分野　…　IoT、ICT 技術等の活用等

3　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として、基本計画や徳島県国土強靭化地域計画を参考に、本市の災害リスク等を踏まえて、６つの「事前に備えるべき目標」に対して、以下に示す 27 のリスクシナリオを設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、また防災インフラの損壊・機能不全による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
②救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより助かる命を救う	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	道路寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地や避難生活等における感染症や健康状態の悪化、災害関連死等の発生
③防災対策に必要不可欠な拠点機能を確保することにより、初動対応の遅れを防ぐ	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
④情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	4-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの途絶により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	4-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や、石油・LP ガス燃料供給施設等の長期にわたる機能の停止
	4-3	長期間にわたる断水、下水道施設の機能停止
	4-4	交通・防災インフラの長期間にわたる機能停止

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
⑤経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	5-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞に伴う住民生活・社会経済活動への甚大な影響
	5-5	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	5-6	農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下
⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
	6-5	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

4　脆弱性評価

脆弱性評価は、次の手順により実施した。なお、脆弱性評価の結果については、リスクシナリオに応じた対応方策にて示す。

① 現状調査

６つの「事前に備えるべき目標」と 27 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に基づき、現状や課題、市の各部局で実施している施策・事業等を調査・整理。

②防災関係機関等の取組状況の調査

国や県、防災関係機関等が、美馬市内で実施している施策・事業等を調査し、上記の整理表に加筆。

③マトリクスによる脆弱性評価

設定した「リスクシナリオ」を縦軸に、「施策分野」を横軸に配置した「マトリクス表」を作成し、最悪の事態の回避に寄与する施策・事業を整理。

あわせて、最悪の事態を回避するための課題及び必要な施策・事業等について評価。

脆弱性評価のためのマトリクス表（施策・事業の一覧整理）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対策方針	①行政施策 行政機能、消防、教育等	②住環境 生活環境、生活インフ、ｴﾈﾙｷﾞｰ	③保健・医療・福祉 保健・医療・福祉	④産業 ﾘｻｲｸﾙ、金融、情報通信、産業構造、農林水産	⑤国土保全・交通 交通・物流、国土保全、土地利用	備考
①大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	①公共施設等の耐震化	・公共施設等における安全確保 ・学校施設等の防災機能強化	・公営住宅の適正管理	・こども園の防災機能強化 ・社会福祉施設の災害対応時の機能強化			
			②住宅の耐震化		・耐震化等の支援 ・除却住み替え費用の一部補助 ・家具固定推進事業 ・危険ブロック塀等撤去促進事業 ・各種の支援事業の周知、ＰＲ強化				
			③空家の除却・活用		・老朽危険空家除却支援事業 ・空家の活用等の推進				
			④土地利用の適正化					・危険箇所の周知	
			⑤臨時情報を活用した防災対応	・南海トラフ地震臨時情報に伴う対応方針の策定・更新					
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	①防火用設備等の整備		住宅用防災機器の設置促進		・避難対象物の公表制度の周知		
			②防火・消火体制の整備	・消防車両・消防資機材整備 耐震性防火水槽等の整備 ・消防団資機材の整備 ・消防団詰所の耐震化					
			③市街地の改善		・老朽危険空家除却支援事業 ・空家の活用等の推進				
			④市民の防火意識の向上	・防火意識の高揚					
	1-3	突発的又は長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	①河川整備等の推進						
			②危険箇所の周知						
			③避難対策の推進						

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		対策方針	①行政施策 行政機能、消防、教育等	②住環境 生活環境、生活インフ、ｴﾈﾙｷﾞｰ	③保健・医療・福祉 保健・医療・福祉	④産業 ﾘｻｲｸﾙ、金融、情報通信、産業構造、農林水産	⑤国土保全・交通 交通・物流、国土保全、土地利用	備考
⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や、石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	①電力等供給体制の強化				・事業者等との連携強化		
			②拠点施設等における自然エネルギーの導入	・自立・分散型電源の導入					
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	①水道施設の耐震化等		・耐震化事業の推進 ・老朽施設更新事業の推進 営農飲雑用水施設の復旧体制の強化 ・水道施設の応急復旧体制の構築				
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	①汚水処理施設の耐震化等	・下水道ストックマネジメント支援制度	・合併処理浄化槽の普及促進		・下水道関連機関との災害協定		
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	①道路交通ネットワークの強化					・緊急物流道路の整備 ・橋梁長寿命化修繕計画の策定 ・高規格道路等の機能強化 ・交通機能の維持	
			②公共交通機関等の被災状況把握、復旧体制の整備					・デマンドバスの運行継続	
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	①被災した防災インフラ施設の早期復旧体制の構築	・早期の災害復旧事業に向けた体制整備			・建設事業者等との協力体制の構築		
⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	① ため池対策の推進	・防災重点ため池のハザードマップ作成・公表 ・ため池の緊急点検実施体制の構築				・老朽ため池対策の推進	
			②被災した防災インフラ施設の早期復旧体制の構築	・早期の災害復旧事業に向けた体制整備			・建設事業者等との協力体制の構築		
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出する事態	①危険物等の適正管理の徹底	・危険物等の適正管理に向けた周知			・危険物等の適正管理に向けた周知		
	7-3	農地・森林等の被害による荒廃	①被災農地・森林等の早期復旧				・農村地域の防災力の向上 ・森林保全対策	・森林保全対策	
⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	①災害廃棄物処理体制の構築	・災害廃棄物処理体制の構築				・災害廃棄物の仮置場の候補地選定	
	8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	①地域コミュニティの維持		・地域防災力の向上 ・市民による「防災士」資格取得促進	・地域コミュニティの育成			
			②建設産業等の育成				・建設事業者等との協力体制の構築		
			③職員の防災対応能力の向上	・職員の防災対応能力の向上					

図　施策・事業のマトリクス整理（一例）

第５章　美馬市の強靭化に向けた対応方策

事前に備えるべき目標１	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

リスクシナリオ 1-1　大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオへの対応方策】

1-1-①	公共施設等の耐震化等
1-1-②	住宅の耐震化
1-1-③	空家の除却・活用
1-1-④	土地利用の適正化
1-1-⑤	臨時情報を活用した防災対応

1-1-①　公共施設等の耐震化等

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・本市の建物系公共施設の延床面積は約 28.7 万㎡となっている。このうち、昭和 56 年の新耐震化基準以前に建築された施設は 56.2%を占めている（美馬市公共施設等総合管理計画　令和 4 年 3 月改訂）。不特定多数の市民が利用する公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全等を目的とした要件であり、危険性の高い施設や老朽化した施設等は速やかな対応が求められている。

・認定こども園や学校施設の耐震化は完了しているが、小規模施設の耐震化、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化等が必要である。

・本市の公営住宅は、70 施設、193 棟の公営住宅があり、老朽化し耐用年数を経過した市営住宅等も存在しており、適正な維持管理や計画的な統合及び廃止を行う必要がある（美馬市公共施設等総合管理計画　令和 4 年 3 月改訂）。

【対応方策】

● 公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全等を目的とした要件となる。点検・診断等により、高い危険性が認められた施設又は老朽化等により供用廃止され今後も利用見込みのない施設等は、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、スピード感を持って修繕等の安全対策や除却等を推進する。

● 災害時において防災拠点等となる公共施設等は、耐震改修促進計画に基づき耐震化を進める。
● 認定こども園や学校施設の耐震化は完了していることから、今後は、小規模施設の耐震化、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、また、避難所としての利用を想定し、屋内運動場における空調設備の導入等により防災機能の強化等に努める。
● 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用している施設であり、施設の耐震化や老朽化対策、スプリンクラーの設置、自家発電設備の導入等により安全性を確保する。
● 市営住宅は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に統合及び廃止を行うとともに、必要に応じて耐震補強工事を実施する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
公共施設等における安全確保	・公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく対策の推進 ・老朽化した公共・公用施設等の解体	市
学校施設等の防災機能強化 ★学校施設環境改善交付金	・小規模施設の耐震化、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化	市
こども園の防災機能強化 ★就学前教育・保育施設整備交付金	・老朽化対策、スプリンクラーの設置や自家発電設備の整備等による安全確保対策	市
社会福祉施設の災害対応時の機能強化 ★社会福祉施設等施設整備費補助金	・市有の社会福祉施設の耐震診断・耐震改修 ・消防設備点検等の実施と災害時対応における機能強化	市、事業者
公営住宅の適正管理 ★公営住宅等整備事業 ★公営住宅等ストック総合改善事業 ★住宅地区改良事業等	・公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な統合及び廃止 ・将来の人口推計や市営住宅に対する市民ニーズを踏まえて計画的な更新	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
解体が必要な旧庁舎の解体（2 施設）	50%	R6	100%	R11	市
屋内運動場の空調整備率	0%	R6	100%	R11	市

1-1-② 住宅の耐震化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・令和6年3月現在で、居住世帯のある住宅10,940戸のうち、耐震性がある住宅は6,478戸で耐震化率は59.2%となっている。

・南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市の人的被害（死者80人、負傷者650人）の大多数は揺れ（建物倒壊）によるものであり、人的被害の軽減において住宅の耐震化を進めることが最重要課題である。耐震診断、耐震改修等の支援制度の活用については、一定の進捗がみられるものの、引き続き、支援制度を周知し、耐震改修を促す必要がある。

■耐震化の現状

建物用途	戸数又は棟数	左のうち耐震性有			耐震化率
		昭和56年以前	昭和57年以降	小計	
住宅	10,940戸	488戸	5,990戸	6,478戸	59.2%
特定建築物	122棟	16棟	70棟	86棟	70.5%
市有施設	91棟	27棟	51棟	78棟	85.7%

・住宅…R5.3時点。R5住宅・土地統計調査を基に住宅を推計。

・特定建築物…美馬市耐震改修促進計画(R4.3)を基に推計。

・市有施設…R6年度末公共施設等の耐震改修実施状況調査を基に市有施設を計算。

【対応方策】

● 南海トラフ巨大地震等から市民の生命を守るためには、住宅の耐震化が最重要課題であるとの認識のもと、木造住宅耐震化促進事業や木造住宅耐震改修支援事業、耐震シェルター設置支援事業、住宅の住替え支援事業等の活用を促進する。

● 南海トラフ巨大地震等の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止等を図るため、避難路沿道等に面した危険なブロック塀等の撤去及び軽量フェンスへの建て替え工事を支援する。

● 耐震診断実施後に耐震改修工事に移行する住宅所有者が少ないことから、各種の支援制度の周知を図り、住宅の耐震化を促す。

● 建築物の耐風診断及び耐風改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐風診断、改修等の補助制度を活用し、建築物の耐風改修を促進する。

■耐震診断・耐震改修等の実施状況（最近５ヶ年）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	５ヶ年累計
耐震診断	29	13	22	6	10	80

	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	5ヶ年 累計
耐震改修	2	2	2	3	4	13
耐震シェルター設置	0	1	0	0	0	1

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
耐震化等の支援 ★住宅・建築物安全ストック形成事業	・木造住宅の耐震診断支援事業・木造住宅耐震改修支援事業・耐震シェルター設置支援事業・の推進	市
除却住み替え費用の一部補助 ★住宅・建築物安全ストック形成事業	・倒壊する可能性が高いと判定された住宅を改修しないが、建て替えや他所への住み替えを行う方への住宅を取り壊す除却費用の一部補助による支援	市
減災化相談員・対策支援事業 ★住宅・建築物安全ストック形成事業	・大規模地震の発生に備え、高齢者世帯等へ家具の固定等に対する相談を受け付ける相談員を派遣し、家具固定や飛散防止フィルム、感震ブレーカー等の設置を促し、設置する場合、設置費用に対する支援	市
危険ブロック塀等撤去促進事業 ★住宅・建築物安全ストック形成事業	・避難路沿道等に面した危険なブロック塀等の撤去及び軽量フェンスへの建て替え工事に要する費用の一部補助による支援	市
耐風対策支援 ★住宅・建築物安全ストック形成事業	・建築物の耐風診断及び耐風改修の必要性・重要性について普及啓発を図るとともに、耐風対策支援事業を促進（市全域を対象区域）	市
各種の支援事業の周知、ＰＲ強化 ★住宅・建築物安全ストック形成事業	・木造の耐震改修を促すための木造住宅耐震補強計画による支援 ・多様な機会を通じて、耐震化等に関する各種支援事業の周知、PR の実施	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
耐震改修補助活用件数（５ヶ年）	13 件	R1～R5	22 件	R7～R11	市

1-1-③　空家の除却・活用

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・平成 27 年度に住宅地図調査で取得した空家情報を抽出し、状況調査を実施したところ、1,441 件の空家を確認した。

・そのうち、外観上危険な空家件数（D評価）は 310 件存在し、その対策が必要である。

■調査数　1,761 件（平成 28 年 3 月 7 日時点）

空家等該当件数	1,441 件
A評価：そのままの状態で利活用可能件数	41 件
B評価：改修すれば利活用可能件数	394 件
C評価：利活用不可能件数	696 件
D評価：外観上危険な空家件数	310 件
空家非該当件数	281 件
確認不可能件数	17 件
再調査件数	22 件

【対応方策】

● 美馬市空家等対策計画（令和 3 年 3 月改訂）基づき、空家等の所有者に対し適切な管理を促し、管理不全空家及び特定空家等に対する措置、空家等の利活用等を進める。

■空家の除却・活用等の件数（最近５ヶ年）

	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	５ヶ年累計
空家の除却	15 件	20 件	24 件	24 件	30 件	113 件
空家の活用	14 件	16 件	6 件	13 件	16 件	65 件

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
老朽危険空き家除却支援事業 ★空き家対策総合支援事業	・老朽化した危険な空家の除却の促進 ・対象家屋の除却に要する費用の助成	市
空家の活用等の推進 ・移住交流センター設置・管理事業 ・移住者向けリフォーム支援事業補助金	・市移住交流センターが移住希望者の多様なニーズに応えられるよう空家情報等を提供 ・相談やサポートを行政と民間が一体となって実施	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
空家除却補助活用件数	135 件	R5	285 件	R11	市
空家バンク登録物件数	131 件	R6	200 件	R11	市

1-1-④　土地利用の適正化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・県において、平成 25 年８月 30 日に「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第 55 条に基づく「特定活断層調査区域」が指定されており、長期的な視点を持って「土地利用の適正化」を図る必要がある。

・近い将来、人口の激減が予想される状況で、コンパクトかつ持続可能なまちづくりの推進が求められる。

・地滑りや崩落等の可能性がある大規模な造成宅地を把握するため、変動予測調査を行い、住民への情報提供や、国及び県や土地所有者と連携した対策の検討が必要である。

【対応方策】

● 県の「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」（平成 24 年 12 月 21 日施行）に基づき、中央構造線の「特定活断層調査区域」において特定施設（「多数の人が利用する建築物」及び「危険物を貯蔵する施設」）の新築等を行う場合は、県への届出が必要であることについて周知を行う。

● 県が公表した「大規模盛土造成地マップ」等を活用しながら、危険箇所の周知を行う。

● 災害に対する危険性を考慮し、都市計画区域内の災害リスクが小さいエリアに居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定する。

● 地震や大雨の発生時に地滑りや崩落等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、変動予測調査を進めるとともに、調査結果を住民に情報提供を行う。また、変動予測調査の結果を踏まえ、必要があると認められる場合には、国及び県や土地所有者と連携し対策を検討する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
危険箇所の周知	・中央構造線活断層帯や大規模盛土造成地等の危険箇所の周知	市
立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改訂事業 ★コンパクトシティ形成支援事業	・災害に対する危険性を考慮し、都市計画区域内の災害リスクが小さいエリアに居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定する。	市
大規模盛土造成地変動予測調査事業 ★宅地耐震化推進事業	・地震や大雨の発生時に地滑りや崩落等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、変動予測調査を進めるとともに、調査結果を住民に情報提供を行う。また、変動予測調査の結果	市

	を踏まえ、必要があると認められる場合には、国及び県や土地所有者と連携し対策を検討する。	

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
第２次スクリーニングの調査結果公表率	０箇所	R6	4	R11	市

1-1-⑤　臨時情報を活用した防災対応

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・令和６年８月の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を受け、国、県の方針を踏まえつつ、本市方針の普段の見直し、改善を図る必要がある。

【対応方策】

● 令和６年８月に内閣府が発出した「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策」や徳島県の方針等を踏まえつつ、西部圏域の市町と連携を図りながら、本市の特性に応じた「南海トラフ地震臨時情報に伴う対応方針」に改訂する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
地域防災計画「南海トラフ地震臨時情報に伴う対応方針」の改訂	・気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した防災対応方針の改善方策の検討	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
地域防災計画の改定	未反映	R6	反映	R11	市

リスクシナリオ 1-2　地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオへの対応方策】

1-2-①	防火用設備等の整備
1-2-②	防火・消火体制の整備
1-2-③	市街地の改善
1-2-④	市民の防火意識の向上

1-2-①　防火用設備等の整備

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・「火災を発生させない」という意識を高めるとともに、発生した際の速やかな消火（初期消火）の体制強化が必要である。

【対応方策】

- 平時及び地震発生による火災、延焼を防止するため、住宅用火災警報器や住宅用消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。
- 市民の安全・安心を確保するため、人命への危険が大きい消防法令違反の建物に対して是正措置を行う。
- 飲食店、物販店、ホテル等の不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設等の、一人では避難することが難しい方が利用する建物（特定防火対象物）を対象に、消防法令で建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知機設備の設置状況に関する立ち入り検査を行い、違反施設に対して是正を促す。
- 地震時において、LP ガスの放出による延焼を防止するため、LP ガス放出防止装置等の設置を促す。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
住宅用防災機器の設置促進	・住宅用火災警報器、住宅用消火器、感震ブレーカーの設置促進	市（消防）

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
住宅用火災警報器設置率（※）	85.0%	R6.6	91%	R11	市（消防）

※　美馬西部消防組合（美馬町分）含む。

1-2-② 防火・消火体制の整備

■消防力の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害を念頭に、災害対応力の強化のための体制や装備等の充実が必要である。

【対応方策】

- 消防力の強化に向け、消防施設、消防車両及び資機材の計画的な整備に努める。
- 国及び県消防学校での専科教育科における知識や技術の習得等に努め、消防職員の消防業務スキルの向上に努める。
- 「南海トラフ地震」や「中央構造線活断層地震」などの大規模災害を念頭に、火災発生時の重要施設である消防水利の充実を図るため、耐震性防火水槽などの整備に努める。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
消防車両・消防資機材整備	・消防車両や消防資機材の計画的な整備	市（消防）
耐震性防火水槽等の整備 ★消防防災施設整備費補助金	・耐震性防火水槽等の整備	市（消防）

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
耐震性防火水槽の設置数（※）	44 基	R6	56 基	R11	市（消防）

※　美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

■消防団の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・消防団の団員数は、650 人となっており、定員の 700 人に対して 92.8%となっており、団員の確保とあわせて、実践的な訓練等により防災対応力の強化が必要である。

・地域消防力の強化に向け、自主防災組織等の関係機関との連携強化を図る必要がある。

■年齢別消防団員数（令和 6 年 10 月 31 日現在。美馬西部消防組合（美馬町分を）含む。）

	18～20 歳	21～25 歳	26～30 歳	31～35 歳	36～40 歳	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳	56～60 歳	61 歳以上	合計
人員	4	13	21	38	65	104	137	91	79	96	650
比率	0.6%	2.0%	3.2%	5.8%	10.0%	16.0%	21.1%	14.0%	12.2%	15.1%	100.0%

出典：市提供資料

【対応方策】

● 地域防災力の要である消防団において、消防施設、消防車両、消防資機材や装備などの適正配備に努める。
● 消防団員の確保に向け、若手団員や女性団員の入団促進を図るとともに、機能別団員制度を導入し消防団員の確保に努める。
● 消防団と自主防災組織等の各関係機関との合同訓練を実施することにより、地域防災力の向上を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
消防団資機材の整備	・補助金等を活用し、災害時に重要な役割を果たす消防団に資機材を順次整備	市（消防）
消防団詰所の耐震化	・災害時に重要な機能を果たす消防団詰所の耐震化	市（消防）

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
消防団員充足率（定員 700 人 ※）	92.8%	R6.11	95%	R11	市（消防）
消防団車両更新台数（※）	0台	R6	6台	R11	市（消防）

※　美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

1-2-③　市街地の改善

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・住宅等が密集した市街地においては、大規模な火災が発生するおそれがあることから、住環境の改善や空家等の対策、消防車両の進入路の確保を進める必要がある。

【対応方策】

● 美馬市空家等対策計画（令和 3 年 3 月改訂）基づき、空家等の所有者に対し適切な管理を促し、管理不全空家及び特定空家等に対する措置、空家等の利活用等を進める。（再掲 1-1-③）
● 住宅密集地における消防車両の進入手順について予め定めておくとともに、計画的な道路改良に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
老朽危険空家除却支援事業（再掲 1-1-③） ★空き家対策総合支援事業	・老朽化した危険な空家の除却の促進 ・対象家屋の除却に要する費用の助成	市
空家の活用等の推進（再掲 1-1-③） ・移住交流センター設置・管理事業 ・移住者向けリフォーム支援事業補助金	・市移住交流センターが移住希望者の多様なニーズに応えられるよう空家情報等を提供 ・相談やサポートを行政と民間が一体となって実施	市

【重要業績指標】（再掲 1-1-③）

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
空家除却補助活用件数	135 件	R5	285 件	R11	市
空家バンク登録物件数	131 件	R6	200 件	R11	市

1-2-④　市民の防火意識の向上

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・市民一人ひとりの火災を発生させないという防火意識を高める必要がある。

【対応方策】

- 火災の未然防止には、市民一人ひとりの防火意識が重要であることから、防災講習の実施や火災予防広報等により啓発を行う。
- 地震時に火災を起こさないため、避難時においては可能な範囲でガスの元栓を閉める、ブレーカーを遮断する等の行動に関する周知を行う。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
防火意識の高揚	・防災講習会の実施や火災予防広報などによる防災意識啓発	市（消防）

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
防災意識の啓発（※）	30 回/年	R6	40 回/年	R11	市（消防）

※　美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

リスクシナリオ 1-3　突発的又は洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、また防災インフラの損壊・機能不全による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化

【リスクシナリオへの対応方策】

1-3-①	河川整備等の推進
1-3-②	危険箇所の周知
1-3-③	避難対策の推進

1-3-①　河川整備等の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模水害による被害を最小限にするため、関係機関との連携を図りながら河道掘削や築堤等の治水対策に取組む必要がある。

【対応方策】

● 吉野川流域治水協議会の『流域治水プロジェクト』、及び吉野川中流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の『「水防意識社会　再構築ビジョン」に基づく吉野川中流域の減災に係る取組方針』に基づき、関係機関と減災のための目標を共有し、流域治水の一体的・計画的な推進を図る。

● 河川の流下能力を維持し、大規模水害による被害を最小限にするため、吉野川沼田箇所及び脇町第三箇所における築堤事業、県管理河川における河川整備の推進と河道掘削等の浸水防止・軽減の促進を図る。

● 内水浸水対策等の強化に向け、排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を実施する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
市管理河川の整備	・未整備区間、老朽化が進んでいる河川の整備	市
吉野川沼田地区の整備	・平成 31 年度に着手した吉野川沼田箇所の早期完成の促進による浸水被害の軽減 図　吉野川沼田地区築堤事業 （参照：四国地方整備局公表資料）	国、県、市

施策・事業	概　　要	関係機関
吉野川の無堤地区解消	・吉野川無堤地区である脇町第三箇所の事業化の促進	国、県、市
治水対策の推進	・河川の流加能力を維持し、大規模水害による被害を最小限にするため、県管理河川における河川整備の推進と河道掘削等の浸水防止・軽減の促進	国、県、市
防災拠点（河川防災ステーション）への水害に備えた防災体制の確保の促進	・「中鳥地区ＭＩＺＢＥステーション」への水防資機材の整備、防災啓発活動、水防訓練の実施など、激甚化する水害に備えた防災体制確保の促進 図 中島地区ＭＩＺＢＥステーション	国、県、市
排水ポンプ車運用事業	・排水ポンプ車の適正な維持管理 ・発災時に迅速に対応できるよう必要な訓練を実施	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
吉野川沼田箇所の整備	工事施工中	R6	完了	R7	国、県、市
吉野川の無堤地区の解消(脇町第三箇所)	未着手	R6	事業着手促進中	R11	国、県、市
治水対策の推進（県管理河川及び市管理河川における浸水防止・軽減対策）	促進中	R6	促進中	R11	県、市

1-3-②　危険箇所の周知

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・浸水想定区域の市民への周知に努める必要がある。

・近年、排水溝や下水道等の排水能力を超えたり、堤防内側の小規模河川があふれたりして道路や建物が浸水する内水氾濫が発生している。内水氾濫は、河川氾濫による浸水より発生頻度が高く、河川から離れた場所でも被害が起こる可能性がある。

【対応方策】

- 浸水想定区域内の要配慮者施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画に基づく避難訓練の実施及びその報告が義務付けられていることの周知を図るとともに、当該要配慮者利用施設の利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な助言又は勧告を行うよう努める。
- 浸水想定区域及び指定避難所等水害に関する総合的な資料を図面表示等含む形で取りまとめたハザードマップの更新、ハザードマップを内包し総合的な防災知識の普及・啓発のための冊子である「市総合防災ガイドブック」や水害等を対象とした防災パンフレット等を作成して市民に配布し、防災リスクや防災知識等の普及・啓発を図る。
- 平素及び災害発生時に市民等が現在位置における防災リスク、並びに避難すべき指定避難所の位置及び開設状況等を迅速に確認・理解できるようデジタルハザードマップを整備し、市のホームページで公開する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
危険箇所の周知・啓発	・「防災ガイドブック」等を活用した市民への危険個所の周知 ・デジタルハザードマップのアクセシビリティの向上	市
要配慮者利用施設の利用者の避難確保	・浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施状況を把握し、必要な助言又は勧告を行う。	市
ハザードマップ改訂事業	・ハザードマップ及び啓発資料を最新の情報を反映したものに改訂する。	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
総合防災ガイドブックの更新・配布	未着手	R6	完了	R8	市

1-3-③　避難対策の推進

■速やかな避難体制

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・避難所開設・運営マニュアルが未策定の指定避難所の早期策定が必要である。

・市職員が避難所を開設することができない事態を想定し、自主防災組織等と連携した避難所運営体制を構築していく必要がある。

・自主防災組織が自ら企画する「自主防災訓練」の実施が困難である自主防災組織が増加してきており、継続的に実施している自主防災組織の殆どが担い手不足の問題を抱えているため、活動に対する支援が必要である。

【対応方策】

- 市が企画し、自主防災組織をはじめとする地域住民が参画する「避難所検証訓練」や自主防災組織が自ら企画する「自主防災訓練」の実施を推進し、ハザードマップによる地域の防災リスクの確認、洪水発生時に利用できる指定避難所の名称・位置・特性等、指定避難所への安全な避難経路等、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難確保に必要な事項等についての住民理解を深める。
- 避難所を開設、運営及び閉鎖する者を選出し「避難所開設協力員」として委嘱することで、迅速な避難所の開設に努める。
- 吉野川について、国又は県が徳島地方気象台と共同で発表を予定する「洪水予報」の市民等への確実な伝達手段について、あらかじめ複数手段を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
地域防災力向上推進事業	・「避難所検証訓練」の実施 ・「リーダー養成研修」の実施	市
避難所開設協力員設置事業	・市が委嘱した避難所開設等協力員による避難所の開設、運営及び閉鎖	市
自主防災活動支援事業	・「自主防災訓練」の実施の支援 ・「自主防災訓練」を実施した自主防災組織に対して助成金を交付	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
避難所開設・運営マニュアルの策定状況	57%	R6	100%	R11	市
年 1 回以上防災訓練を実施している自主防災組織の割合	19%	R5	40%	R11	市

■避難場所・避難所等の充実

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを進めるとともに、避難場所・避難所の充実が必要である。

【対応方策】

- 平成 27 年の水防法の一部改正に伴う吉野川の想定最大規模降雨による浸水想定区域をはじめ、土砂災害（特別）警戒区域の指定状況等を踏まえ、指定避難所及び指定緊急避難場所の災害種別に応じた安全性の確認を行い、指定の見直しを行う。
- 市民に対して、災害種別に応じて使用可能な指定避難所、指定緊急避難場所が異なることについ

て周知を行う。

● 避難環境の悪化による健康被害が生じないよう、避難所環境の改善・充実に取り組む。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
指定避難所・指定緊急避難場所の環境整備	・必需品の備蓄に加え、避難生活の「質」の向上を図る資器材の備蓄及び施設の改修等を行う。 ・屋内運動場における空調設備の導入による防災機能強化（再掲 1-1-①）	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
屋内運動場の空調整備率（再掲 1-1-①）	0%	R6	100%	R11	市
発災後 48 時間でプライバシーが確保された就寝環境が見込まれる避難所の割合	50%	R6	100%	R11	市

リスクシナリオ 1-4　大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオへの対応方策】

1-4-①	土砂災害対策の推進
1-4-②	危険箇所の周知
1-4-③	避難対策の推進
1-4-④	森林保全・山地災害対策の推進
1-4-⑤	ため池対策の推進
1-4-⑥	大雪等に対する対策の推進

1-4-①　土砂災害対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・本市では、土砂災害警戒区域が 1,469 箇所（うち土砂災害特別警戒区域が 1,379 箇所）指定されており、災害の発生抑制に向けた対策の推進や危険箇所の周知等に努める必要がある。

・古くは、明治 18 年の茶園嶽の崩壊をはじめ、昭和 51 年の台風 17 号や昭和 50 年の台風６号など、台風等に伴う豪雨により、死者を生じさせる土砂災害が発生している。

昭和 51 年台風 17 号（穴吹町内田）

■市内の土砂災害警戒区域等の指定状況（令和６年３月 31 日）

土石流		急傾斜		地すべり		合計	
	うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
229	195	1,211	1,184	143		1,449	1,379

出典：徳島県ＨＰ

【対応方策】

● 国や県と連携し、治山・砂防事業、地すべり推進事業等を推進し、地震や豪雨等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
急傾斜地崩壊対策事業	・家の裏が急傾斜指定地域になっている箇所の法面対策の推進	市
土砂災害対策	・国や県と連携した土砂災害対策事業の促進	国、県、市

施策・事業	概要	関係機関
★特定土砂災害対策推進事業費補助	・谷口局谷での砂防工事をはじめとし、地すべり対策工事、急傾斜地崩壊対策工事等土砂災害防止のためのハード整備を実施	

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
土砂災害対策	促進中	R6	促進中	R11	県

1-4-② 危険箇所の周知

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・土砂災害（特別）警戒区域の市民への周知に努める必要がある。

・土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられていることについての周知が必要である。

【対応方策】

● 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画に基づく避難訓練の実施及びその報告が義務付けられていることの周知を図るとともに、当該要配慮者利用施設の利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な助言又は勧告を行うよう努める。

● 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに指定避難所等土砂災害に関する総合的な資料を図面表示等含む形で取りまとめたハザードマップの更新、ハザードマップを内包し総合的な防災知識の普及・啓発のための冊子である「市総合防災ガイドブック」や土砂災害等を対象とした防災パンフレット等を作成して市民に配布し、防災リスクや防災知識等の普及・啓発を図る。

● 平素及び災害発生時に市民等が現在位置における防災リスク、並びに避難すべき指定避難所の位置及び開設状況等を迅速に確認・理解できるようデジタルハザードマップを整備し、市のホームページで公開する。（再掲 1-3-②）

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
危険箇所の周知・啓発（再掲 1-3-②）	・「総合防災ガイドブック」等を活用した市民への危険個所の周知 ・デジタルハザードマップのアクセシビリティの向上	市
要配慮者利用施設の利用者の避難確保	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施状況を把握し、必要な助言又は勧告を行う。	市
ハザードマップ改訂事業（再掲 1-3-②）	・ハザードマップ及び啓発資料を最新の情報を反映したものに改訂する。	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
総合防災ガイドブックの更新・配布（再掲 1-3-②）	未着手	R6	完了	R8	市

1-4-③　避難対策の推進

■速やかな避難体制

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・避難所開設・運営マニュアルが未策定の指定避難所の早期策定が必要である。【再掲 1-3-③】

・市職員が避難所を開設することができない事態を想定し、自主防災組織等と連携した避難所運営体制を構築していく必要がある。（再掲 1-3-③）

・自主防災組織が自ら企画する「自主防災訓練」の実施が困難である自主防災組織が増加してきており、継続的に実施している自主防災組織の殆どが担い手不足の問題を抱えているため、活動に対する支援が必要である。（再掲 1-3-③）

・土砂災害に関する情報が令和８年度から気象台と都道府県の協働発表に統一されることから、避難情報の発令基準の見直しを行う必要がある。

【対応方策】

● 市が企画し、自主防災組織をはじめとする地域住民が参画する「避難所検証訓練」や自主防災組織が自ら企画する「自主防災訓練」の実施を推進し、ハザードマップによる地域の防災リスクの確認、洪水発生時に利用できる指定避難所の名称・位置・特性等、指定避難所への安全な避難経路等、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難確保に必要な事項等についての住民理解を深める。（再掲 1-3-③）

● 避難所を開設、運営及び閉鎖する者を選出し「避難所開設協力員」として委嘱することで、迅速な避難所の開設に努める。（再掲 1-3-③）

● 避難情報の発令基準の見直しをおこなうとともに、災害種別と事象及び気象情報等について、市民への周知を図ることで、災害時における市民の確実な避難行動を促す。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
避難情報の発令基準の見直し	・避難情報の発令基準の見直し	市
防災訓練の実施（再掲 1-3-③）	・「避難所検証訓練」の実施 ・「自主防災訓練」の実施の支援	市
避難所開設協力員設置事業（再掲 1-3-③）	・市が委嘱した避難所開設等協力員による避難所の開設、運営及び閉鎖	市

施策・事業	概要	関係機関
自主防災活動支援事業（再掲 1-3-③）	・「自主防災訓練」を実施した自主防災組織に対して助成金を交付	市

【重要業績指標】

指標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
避難所開設・運営マニュアルの策定状況（再掲 1-3-③）	57%	R6	100%	R11	市
年 1 回以上防災訓練を実施している自主防災組織の割合（再掲 1-3-③）	19%	R5	40%	R11	市

1-4-④　森林保全・山地災害対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・林業振興施策と整合を図りながら適正な森林保全を図る必要がある。

・急峻な地形と脆弱な地質構造を有し、大雨等の影響により土砂災害が発生しやすい地域特性があり、大規模災害時には通信や交通の途絶による集落の孤立が懸念される。

【対応方策】

● 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業等を推進する。

● 作業の効率化や木材生産コストの低減による生産性の増大を図るための生産基盤として、また、災害時の緊急迂回路としての機能を有する林道の整備に努める。

● 山地災害対策・地すべり対策の実施により山地災害等の危険性のある人家の保全を図り、被害軽減対策の推進に努める。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
治山事業の推進 ★緊急予防治山事業	・治山・地すべり防止事業等の推進	県、市
林道整備の推進 ★農山漁村地域整備交付金事業 ★林道整備事業 ★地方創生道整備推進交付金事業	・林道の整備	県、市
森林整備の推進	・森林経営管理制度の推進	市

1-4-⑤　ため池対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・本市には、地震時に緊急点検を行う農業用ダム（夏子ダム）や農業用ため池（28 箇所）が存在する。

・「南海トラフ地震」や「中央構造線活断層地震」、近年多発する大規模風水害等により、ため池等が決壊した場合、大規模な被害が発生することが想定されることから、ハード・ソフトの両面からの対策が必要となる。

・被災したため池の被害の拡大を防止し、余震や降雨等による二次災害の発生を防止するため、地震発生後の農業用ため池における緊急点検等を実施する体制の構築に努める。

【対応方策】

● 28 箇所の農業用ため池のうち、決壊した場合に甚大な被害のおそれがある 18 箇所を「防災重点農業用ため池」として位置付け、対策を進める。

● 関係機関と連携し、農業用ダム（夏子ダム）や防災重点ため池の老朽化対策を進める。

● 決壊による水害等によって周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池に関する総合的な資料を図面表示等含む形で取りまとめたハザードマップの更新、ハザードマップを内包し総合的な防災知識の普及・啓発のための冊子である「市総合防災ガイドブック」や土砂災害等を対象とした防災パンフレット等を作成して市民に配布し、防災リスクや防災知識等の普及・啓発を図る。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
老朽ため池対策の推進 ★農村地域防災減災事業 ・老朽ため池等整備事業	・老朽化したため池の改修、補強等の工事を行い、ため池の決壊等による災害を未然に防止	県、市
ため池の点検実施体制の構築	・震度 4 弱以上の地震発生時に防災重点農業用ため池を「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」等に基づく迅速な点検・報告体制の確立及びため池管理者等へ周知	市
ハザードマップ改訂事業 （再掲 1-3-②）	・ハザードマップ及び啓発資料を最新の情報を反映したものに改訂する。	市

【重要業績指標】

指標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
「防災重点農業用ため池」の防災工事実施箇所数	2 箇所	R6	5 箇所	R11	県、市
ため池所有者等への周知回数	0 回/年	R6	1 回/年	R11	市

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
総合防災ガイドブックの更新・配布（再掲 1-3-②）	未着手	R6	完了	R8	市

1-4-⑥　大雪等に対する対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・広い市域を有しており、大雪等が発生した場合は、地域の孤立等が懸念される。

・山間部の集落へ通じる県道、市道、農道等の沿線に手入れされていない山林が多くあり、大雪時には倒木により除雪の遅れが発生する危険性がある。

【対応方策】

● 各道路管理者との連携のもと、幹線道路等における大雪時における巡回や除雪等を実施する体制の強化に努める。

● 集落への生活道となる市道や農道等の沿線で、大雪時に多くの倒木の発生が懸念される場所において、消防団による支障木の伐採等に取組む。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
幹線道路等における除雪体制等の強化	・国道 192 号の管理において、大雪に関する注意報又は警報が発表されたときは、維持工事受注業者による路線の巡回等の体制整備 ・県管理の道路においては、路線管理業者を定め、速やかな除雪等が実施できるよう体制を整備	国、県
生活道路等における除雪体制等の強化	・大雪時、基幹道路から除雪に取りかかる体制の充実	市
孤立集落の事前防止対策	・大雪や風水害による道路への倒木等からライフラインを確保することを目的とし、計画的な樹木伐採を実施 ・消防団による支障木の伐採等の推進（※）	県、市（消防）

※ 美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
土砂災害・大雪対策	実 施	R6	実 施	R11	国、県、市
消防団による支障木の伐採（※）	2 回/年	R6	毎年度 実 施	―	市（消防）

※ 美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

事前に備えるべき目標２	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、助かる命を救う

リスクシナリオ 2-1　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【リスクシナリオへの対応方策】

2-1-①	食料や水等の備蓄の推進
2-1-②	物資調達・供給体制の構築
2-1-③	被災地での飲料水の確保
2-1-④	要配慮者等に対する支援体制の整備
2-1-⑤	救援物資等の輸送確保対策
2-1-⑥	電力等供給体制の強化

2-1-①　食料や水等の備蓄の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害時における一定期間の食料や飲料水等の供給停止に備えて、備蓄等を計画的に進めることが必要である。

・在宅避難者や車中泊避難者等の分散型避難を選択する避難者にも物資が行き渡るよう、物資供給体制を確立する必要がある。

・給水拠点の開設をいかに実施できるか、対応できるマンパワーの確保が必要である。

【対応方策】

● 徳島県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」が示した「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」（令和５年５月改訂）に基づく備蓄品目については、避難所生活者だけでなく、避難所外生活者も配布対象とし、必要数量の現物備蓄に努める。

● 国の各指針・ガイドライン、スフィア基準等に基づく備蓄品目については、国及び県からの供給を基本とし、国及び県からの供給が見込めない又は供給時期が４日目以降になると見込まれる備蓄品目については、一部を現物で備蓄するとともに、関係事業者等との優先的供給に係る協定締結に努める。

● 美馬市備蓄方針を策定し、計画的な現物備蓄及び調達に努める。

● 給水袋を備蓄し、発災後の断水リスクに対応できる体制整備を行う。耐震性貯水槽や簡易浄水機による水の供給を迅速に行うための訓練も併せて行う。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
公助による備蓄の推進	・美馬市備蓄方針を策定し、当該方針に基づく計画的な備蓄及び調達に努める。	市
自助・共助による備蓄の促進	・家庭、事業所、自主防災組織などにおける備蓄の促進に向けた普及啓発に努める。	市
応急給水体制の確立	・給水袋を備蓄し、発災後の断水リスクに対応できる体制整備 ・耐震性貯水槽や簡易浄水機による水の供給を迅速に行うための訓練の実施	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
美馬市備蓄方針で定める備蓄目標の充足率	未策定	R6	100%	R11	市
ローリングストックや家具の固定など自宅で「備え」をしている市民の割合	40.6%	R5	55.0%	R11	市
給水袋備蓄枚数	500 枚	R6	1,500 枚	R11	市

2-1-②　物資調達・供給体制の構築

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・物資供給が適切に行われるよう、関係機関と連携した訓練を実施する必要がある。
・暑熱、寒冷又は多湿の作業に対応できる環境整備に取り組む必要がある。
・在宅避難者や車中泊避難者等の分散型避難を選択する避難者にも物資が行き渡るよう、物資供給体制を確立する必要がある。
・民間事業者等との災害協定の締結等を進める必要がある。

【対応方策】

● 物資供給が適切に行われるよう、関係機関との連携しながら訓練を実施する。
● 事業者と「災害時における食料品及び飲料水、生活必需品等の調達に関する協定」の締結を進め、大規模災害時における物資調達等の体制を整備する。
● 物資供給マニュアルの策定や物流事業者との協定の締結等により、災害時における物資の供給体制を構築する。
● 在宅避難者や車中泊避難者をはじめとする全ての市民（避難者）を対象とした物資供給体制を構築するため、市内 4 箇所（脇町、美馬、穴吹、木屋平）に地区物資供給拠点の開設に必要な備品を整備する。

● 平時は防災用物資集積拠点、災害時は地域内物資輸送拠点としている美馬市総合防災倉庫での作業効率及び作業環境を検証し、改善が必要な場合は設備等含めて整備を検討する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
災害時の協力に関する協定の締結	・市協定締結方針に基づく災害時の物資調達・輸送に関する民間事業者等との協定締結の促進災害時の物資供給に関する物流事業者等との協定締結の促進	市
地区物資供給拠点整備事業	・地区物資供給拠点の開設・運営に必要な資機材の整備	市
防災用物資集積拠点（地域内物資備蓄輸送拠点）管理運営事業	・美馬市総合防災倉庫の維持管理 ・関係機関と連携した訓練の実施 ・フォークリフト運転技能講習修了者の確保	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
地区物資供給拠点を開設する資器材を格納した箇所	2か所	R6	4か所	R8	市

2-1-③　被災地での飲料水の確保

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・飲料水の供給は、市民の生活に不可欠なものであり、災害発生時においても、一定の給水が確保されることが必要である。

【対応方策】

● 飲料水の供給は、市民の生活に不可欠なものであり、災害時において水道施設に損傷が生じる事態に備えて、早期の復旧に向けた体制の強化や応急給水の実施に向けた体制を強化する。

● 災害時における飲料水の確保に向け、飲料水兼用耐震性貯水槽の適正な維持管理に取り組むとともに、緊急時用浄化装置の導入や給水袋の確保を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
早期の復旧に向けた体制の強化	・水道事業におけるＢＣＰ見直しと把握、訓練の実施	市
災害時の応急給水対応	・緊急時用浄水装置や給水袋等の運用 ・断水を想定した給水訓練の実施	市

施策・事業	概　　要	関係機関
災害時の応急給水設備の整備	・緊急時用浄水装置や給水袋等の整備	市
飲料水兼用耐震性貯水槽の適正な維持管理	・飲料水兼用耐震性貯水槽の適正な維持管理	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
給水訓練の実施回数	1回/年	R6	取組推進	R11	市

2-1-④　要配慮者等に対する支援体制の整備

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・要配慮者等に配慮した支援体制の構築が必要である。

【対応方策】

● 大規模災害時においても、要配慮者等が必要とする食料や飲料水等を入手できるよう、避難行動要支援者等の把握を進めるとともに、支援体制を構築する。

● 社会福祉法人等関係機関との連携により、要配慮者等の支援体制の強化を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
要配慮者支援体制の強化	・避難行動要支援者等の把握、支援体制の構築 ・社会福祉法人等との連携強化	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
個別避難計画の策定	16.2%	R6	25%	R11	市

2-1-⑤　救援物資等の輸送確保対策

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・災害時の救援物資等の輸送路を確保するため、緊急輸送道路の整備が必要である。

【対応方策】

● 災害時における救援物資等の輸送路を確保するため、関係機関との連携により、緊急輸送道路や緊急輸送道路を補完する道路の整備に努める。

● 輸送拠点からの救援物資等の円滑な物流を確保するため、重要物流道路の機能強化を図る。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
緊急輸送道路の整備 ★社会資本整備総合交付金事業 ★更新防災等（道路メンテナンス事業 ★地方創生道整備推進交付金事業 ★防災・安全社会資本整備交付金事業	・緊急輸送道路の強化に向けて、国道・県道等の整備 ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化、無電柱化、修繕の促進 ・緊急輸送道路等を補完する市道・農道・林道等の整備	国、県、市
道路橋梁インフラの強靭化 ★更新防災等（道路メンテナンス事業	・市が管理する橋梁の定期点検の実施 ・判定区分がⅢ以上の橋梁においては修繕・廃止・集約・撤去及びコスト縮減を検討	市
高規格道路等の機能強化	・徳島自動車道の４車線化の促進	国、NEXCO

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
橋梁修繕の実施箇所	5 橋	R5	8 橋	R11	市
緊急輸送道路の整備	促進中	R6	促進中	R11	国、県、市
徳島自動車道（脇町 IC～美馬 IC）四車線化	工事促進	R6	工事促進	R11	国、NEXCO

2-1-⑥　電力等供給体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・救急・救助、医療活動等において、電力等のエネルギー確保は不可欠であり、被害の軽減や早期復旧に向け事前の備えが求められている。

・優先給油の際に被災者とのトラブルが発生する可能性がある。

【対応方策】

● 災害時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう協定を締結した電気、石油、ＬＰガスの供給事業者との確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む。

● 徳島県や各事業者との連携を図りながら、応急・復旧活動に関する合同訓練や図上訓練等への積極的な参加に努める。

● 優先給油を受けられる車両であることを示すマグネットシートを作成し、全車両に積載する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
事業者等との連携強化	・災害時における協力体制の構築 ・応急・復旧活動に必要な活動拠点等の確保に向けた検討	市、事業者

リスクシナリオ 2-2　道路寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【リスクシナリオへの対応方策】

2-2-①	孤立の発生防止
2-2-②	孤立集落における通信手段等の確保対策
2-2-③	ヘリコプターによる支援体制の整備
2-2-④	ライフライン事業者等との連携強化
2-2-⑤	道路交通ネットワークの早期復旧に向けた体制整備

2-2-①　孤立の発生防止

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・南海トラフ地震が発生した際に、本市において孤立可能性のある集落数は 116 集落、孤立集落数は 31 集落と想定されており、県内でも孤立への懸念が高い地域である。

・災害時における孤立化の防止に向け、道路整備を進める必要がある。

■孤立集落

	孤立可能性のある集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
美馬市	116	31	0	31
徳島県	465	67	10	77

参照：県南海トラフ巨大地震被害想定

【対応方策】

● 孤立集落の発生を防止するため、関係機関等と連携を図り、緊急輸送道路等の整備をはじめ、橋梁の耐震化や無電柱化、斜面対策等を進める。

● 国や県と連携して治山・砂防事業や地すべり推進事業等を推進し、地震や豪雨等による土砂災害の発生や被害の抑制を図る。（再掲 1-4-①）

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
孤立化防止のための道路整備の推進 ★社会資本整備総合交付金事業 ★防災・安全社会資本整備交付金事業 ★地方創生道整備推進交	・孤立化防止のため、関係機関と連携した国・県道、市道、農道、林道等の整備 ・国道 492 号における現道拡幅工事や落石対策工事、県道美馬塩江線におけるバイパス工事等を実施し、安全な通行の確保を促進	国、県、市

施策・事業	概　　要	関係機関
付金事業 ★農山漁村地域整備交付金事業 ・森林環境保全整備事業		
土砂災害対策 ★特定土砂災害対策推進事業費補助	・国や県と連携した土砂災害対策事業の促進	国、県、市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
孤立化防止のための道路整備の実施	促進中	R6	促進中	R11	県
主要幹線道路へのアクセス道路（市道）の整備	実施中	R6	実施継続	R11	市
倒木対策の推進（生命線道路や緊急輸送道路）	実施	R6	毎年度実施	―	県
消防団による支障木の伐採（※） （再掲 1-4-⑥）	2 回/年	R6	毎年度実施	―	市（消防）

※ 美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

2-2-② 孤立集落における通信手段等の確保対策

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・孤立集落が発生した場合に備えて、通信の途絶を防止する措置を講じる必要がある。

・市が配備している衛星携帯電話の提供が令和１０年３月末を以って終了するため、衛星携帯電話を更新する必要がある

【対応方策】

● 市内全ての指定避難所等に特設公衆電話回線を整備するとともに、衛星携帯電話等の情報通信設備の配備に努める。

● 衛星携帯電話（ワイドスターⅡ）を後継機の衛星携帯電話（ワイドスターⅢ）に更新する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
通信途絶の防止	・市内全ての指定避難所等に特設公衆電話回線を整備 ・衛星携帯電話等の情報通信設備の配備	県、市
衛星携帯電話（ワイドスターⅢ）購入事業	・ワイドスターⅡからワイドスターⅢへの更新	市
施策・事業	概　　要	関係機関

施策・事業	概　　要	関係機関
多様な技術の活用	・迅速な被災状況等の収集体制の確立に向け、ドローン等の新たな技術の活用の検討	市、事業者

2-2-③　ヘリコプターによる支援体制の整備

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・孤立集落が発生した場合の、救急・救助、救援物資の搬送等への備えとして、ヘリコプターによる輸送体制を想定した体制を構築する必要がある。

【対応方策】

● 孤立が懸念される集落等において、空からの救助・救出や物資の輸送等の災害応急対策をできるよう、ヘリポートの維持管理を行うとともに、新たなヘリポートの整備を検討する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
ヘリポートの点検・整備	・ヘリポートの維持管理及び整備の検討	市
輸送体制の確立	・県との連携強化	県、市

2-2-④　ライフライン事業者等との連携強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・孤立集落が発生した際においても、速やかにライフラインを回復できるよう、ライフライン事業者等との連携による事前の備えが必要である。

【対応方策】

● 孤立集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、早期復旧を図るため、県やライフライン事業者等との連携を強め、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を構築する。

● 孤立集落の復旧に向け、各事業者等の活動拠点及び生活環境の確保等について、事前の検討を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
孤立集落の事前防止対策	・ライフライン事業者等との連携により、活動拠点及び生活環境の確保等の事前検討、緊急時の連絡体制の強化	市、事業者

2-2-⑤　道路交通ネットワークの早期復旧に向けた体制整備

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・生活・経済活動の復旧・復興には、道路の復旧が重要な役割を担うため、道路の早期復旧に向けた備えが必要である。

【対応方策】

● 「四国広域道路啓開計画『四国おうぎ（扇）作戦』」（平成 28 年３月策定（四国道路啓開等協議会））及び「徳島県道路啓開計画」（平成 29 年３月策定（県道路啓開計画策定等協議会））が策定されており、こうした計画を踏まえ、市においても国や県、建設事業者等と連携を図りながら、早期の復旧に向けた体制を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
「徳島県道路啓開計画」等に基づく体制整備	・国や県、建設事業者等と連携を図りながら道路交通ネットワークの早期復旧に向けた体制整備	国、県、市、事業者

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
関係機関との連携強化	推進	R6	推進	R11	国、県、市、事業者

リスクシナリオ 2-3　自衛隊、警察、消防等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足

【リスクシナリオへの対応方策】

2-3-①	広域応援部隊等の活動体制の強化
2-3-②	消防等の施設の機能強化、資機材等の充実強化
2-3-③	消防団や自主防災組織の充実強化
2-3-④	関係機関の連携強化、訓練の実施

2-3-①　広域応援部隊等の活動体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模な災害が発生した際には、救急・救助活動等を行う人員不足が懸念される。

・広域応援部隊等の円滑な活動を支援するため、活動拠点の確保や充実等が必要である。

【対応方策】

● 警察や消防機関等は、大規模災害発生時に救助・救助活動等の重要な役割を担うことから、災害対応において優先して行うべき業務を継続して実施できる体制を構築する。

● 大規模災害発生時の救急・救助活動については、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援部隊の活動が想定されることから、活動拠点等の確保や受援計画の策定を進める。

● 「徳島県広域防災活動計画」（平成 31 年１月）では、救助活動拠点として「西部健康防災公園」が位置づけられていることから、県や三好市、防災関係機関等と連携を図り、災害時において円滑に活動できるよう備える。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
防災関係機関における業務継続体制の強化 ★緊急消防援助隊設備整備費補助金	・各機関における業務継続計画の策定 ・緊急消防援助隊や警察災害派遣隊の体制整備、装備の拡充 ・各機関が所管する施設の耐震化	県（警察）、市（消防）
広域応援部隊等の活動拠点の拡充 ★災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業	・「西部健康防災公園」における災害時の活動方針（受援計画策定）等についての関係機関と連携した検討 ・活動拠点等の確保、機能強化（電力確保等）	県、市、事業者
緊急消防援助隊の受援計画充実強化	・本市が被災した時の緊急消防援助隊の受援計画の充実強化 ・県の広域防災活動計画との整合	市（消防）

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
緊急消防援助隊登録車両数（※）	6 台	R6	継続	R11	市（消防）

※ 美馬西部消防組合を含む。

2-3-② 消防等の施設の機能強化、資機材等の充実強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

【常備消防の体制強化】

・119 番通報の受信・出動指令の設備である消防指令システムと、活動等の情報伝達手段であるデジタル無線設備等の設備について、安定運用と障害発生時における早期復旧体制の確保が必要である。

【対応方策】

- 消防力の強化に向け、消防施設、消防車両及び資機材の計画的な整備に努める。
- 消防指令システムとデジタル無線設備の安定運用と障害発生時における対応のため、適切な維持管理や更新等に努める

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概要	関係機関
緊急自動車等消防車両の更新計画	・緊急自動車等消防車両の更新計画	市（消防）
緊急消防援助隊登録車両の整備 ★緊急消防援助隊設備整備費補助金	・災害時に重要な機能を果たす緊急消防援助隊の登録車両の整備	市（消防）
消防通信設備の強化（※）	・消防指令システムとデジタル無線設備の安定運用と障害発生時における対応のため、継続して保守業者による点検委託 ・システム全体の信頼性・安全性を確保するため適時に機器の更新を図り、障害発生の軽減	市（消防）

※ 美馬西部消防組合を含む。

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
消防車両の更新（※）	継続	R6	継続	R11	市（消防）
緊急消防援助隊登録車両数（※）	6 台	R6	継続	R11	市（消防）

※ 美馬西部消防組合を含む。

2-3-③　消防団や自主防災組織の充実強化

■消防団の強化【再掲 1-2-②】

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・消防団の団員数は、650 人となっており、定員の 700 人に対して 92.8%となっており、団員の確保とあわせて、実践的な訓練等により防災対応力の強化が必要である。

・地域消防力の強化に向け、自主防災組織等の関係機関との連携強化を図ることが必要である。

■年齢別消防団員数（（令和 6 年 10 月 31 日現在。美馬西部消防組合（美馬町分を）含む。）

	18～20 歳	21～25 歳	26～30 歳	31～35 歳	36～40 歳	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳	56～60 歳	61 歳以上	合計
人員	4	13	21	38	65	104	137	91	79	96	650
比率	0.6%	2.0%	3.2%	5.8%	10.0%	16.0%	21.1%	14.0%	12.2%	15.1%	100.0%

出典：市提供資料

【対応方策】

● 地域防災力の要である消防団において、消防施設、消防車両、消防資機材や装備などの適正配備に努める。

● 消防団員の確保に向け若手団員や女性団員の入団促進を図るとともに、機能別団員制度を導入し消防団員の確保に努める。

● 消防団と自主防災組織等の各関係機関との合同訓練を実施することにより、地域防災力の向上に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
消防団資機材の整備（再掲 1-2-②）	・補助金等を活用し、災害時に重要な役割を果たす消防団に資機材を順次整備	市（消防）
消防団詰所の耐震化（再掲 1-2-②）	・災害時に重要な機能を果たす消防団詰所の耐震化	市（消防）

【重要業績指標】

指標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
消防団員充足率（定員 700 人 ※）	92.8%	R6	95%	R11	市（消防）
消防団車両更新台数（※）	0 台	R6	6 台	R11	市（消防）

※ 美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

■自助・共助の取組強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害時には、行政機関、警察及び消防が被災することも想定され、自主防災組織の活動が重要になるため、自主防災組織の育成・活動支援等により、地域における「共助」の強化に努め

る必要がある。

・自主防災組織等の共助を担う組織を育成することが重要。

・自主防災組織が自ら企画する「自主防災訓練」の実施が困難である自主防災組織が増加してきており、継続的に実施している自主防災組織の殆どが担い手不足の問題を抱えているため、活動に対する支援が必要である。【再掲 1-3-③】

【対応方策】

- 大規模災害発生時には、行政機関や警察、消防等が被災することが想定されるため、自主防災組織の活動が重要になることから、地域防災の中心的な担い手を養成するために、市民防災士の養成に努める。
- 自主防災組織間の相互の連絡調整や連携した防災活動が行われるよう、自主防災組織連絡協議会等の活動を支援する。
- 自主防災組織等「共助」を担う組織の育成には、コミュニティの活性化が重要となる。このため、平時における、いきいきサロンや見守り活動等を通じた地域コミュニティの強化を図るとともに、各種コミュニティ活動等の促進を通じて地域防災力の向上につなげる。
- 地区自主防災組織連絡協議会（小学校区単位の自主防災組織の連合体）による地区防災計画の策定を推進する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
自主防災組織連絡協議会の支援	・市自主防災組織連絡協議会の活動を支援することで、自主防災組織間の連携を図り、各地区の課題や情報の共有、共同の防災訓練の実施等の促進を図る。	市、自主防災組織
自主防災活動支援事業（再掲 1-3-③）	・自主防災訓練を実施した自主防災組織に助成金を交付する。	市
地区防災活動支援事業	・地区防災計画の策定等に要する経費を助成する。	市
市民防災士養成事業	・防災士資格を取得した市民に資格取得に要した費用を助成する。	市
地域コミュニティの育成	・いきいきサロンや見守り活動等の推進	社会福祉協議会

【重要業績指標】

指標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
年 1 回以上防災訓練を実施している自主防災組織の割合	19%	R5	40%	R11	市、自主防災組織

2-3-④　関係機関の連携強化、訓練の実施

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・自衛隊、警察、消防等による円滑な救急・救助活動を促すため、関係機関との連携強化が必要である。

【対応方策】

● 自衛隊、警察、消防等による円滑な救急・救助活動を促すため、県や防災関係組織等との連携による訓練を実施する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
災害対応関係機関の連携強化	・県、防災関係組織等との連携による訓練の実施	市

リスクシナリオ 2-4　想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

【リスクシナリオへの対応方策】

2-4-①	帰宅困難者の受入体制等の確保
2-4-②	道の駅の防災機能の充実
2-4-③	ＪＲ等の公共交通機関との連携強化

2-4-①　帰宅困難者の受入体制等の確保

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害発生時に交通機関等が麻痺した場合に帰宅困難者の発生が想定されるため、対策を講ずる必要がある。

【対応方策】

● 道路の通行止めや、公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備え、企業や学校における食料・水の備蓄等について啓発を図るとともに、帰宅困難者を受け入れる施設の確保を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
帰宅困難者等の受入体制の確立	・企業や学校における食料や水の備蓄の促進 ・帰宅困難者を受入れる一時滞在施設の確保	市
市職員用の備蓄等の充実	・職員用の備蓄食料等の確保	市
災害時帰宅支援ステーションの普及啓発	・災害時帰宅支援ステーションの普及啓発	県、市

2-4-②　道の駅の防災機能の充実

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・本市で発生が想定される帰宅困難者は、車両での移動者であると想定されるため、災害時における「道の駅」等での情報発信機能の充実が求められる。

【対応方策】

● 指定緊急避難場所として指定している道の駅、「藍ランドうだつ」と「みまの里」の情報発信機能の充実や資機材の備蓄、施設整備等に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
道の駅の機能強化	・情報発信機能の充実や資機材の備蓄、施設整備	市

2-4-③　ＪＲ等の公共交通機関との連携強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・公共交通機関が麻痺した場合の対応について関係機関との事前調整が必要である。

【対応方策】

● 公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備え、関係機関との情報共有体制を確立する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
公共交通機関との連携	・帰宅困難者が発生した場合の情報提供手段等の検討 ・公共交通機関や県等の関係機関との連携による訓練の実施	県、市、公共交通機関

リスクシナリオ 2-5　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【リスクシナリオへの対応方策】

2-5-①	災害医療体制の構築

2-5-①　災害医療体制の構築

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害発生時には、市内の医療機関での対応には限界があることが想定されるため、DMAT（災害時派遣医療チーム）や DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との連携強化が求められる。

【対応方策】

- 災害時における医療救護所は、美馬中学校、脇町中学校及び穴吹中学校に設置することを基本としており、速やかな災害医療体制の構築に向け、医師会や薬剤師会等との連携強化を図る。また、２次救急医療機関（救急告示医療機関）となる半田病院・ホウエツ病院との連携を強化する。
- 災害時においても地域での医療の提供が可能となるよう、各医療機関における災害対策マニュアルや BCP の策定を促進するとともに、医療関係者のネットワークの形成等に努める。
- 医療救護活動に従事する医療従事者の不足等に備え、DMAT（災害時派遣医療チーム）や DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター、地域連携の会～絆～等との連携を強化する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
災害医療体制の強化	・医療施設の耐震化、自家発電装置等の充実 ・災害医療体制の構築に向けた医師会、薬剤師会等との連携強化 ・DMAT（災害時派遣医療チーム）や DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との具体的な連携方法の検討	県（保健所）、市、医師会、薬剤師会等
市内の医療機関における BCP 等の策定の促進	・市内の医療機関に対して業務継続計画（BCP）の策定に関する情報の提供	市

リスクシナリオ 2-6　被災地や避難生活等における感染症や健康状態の悪化、災害関連死等の発生

【リスクシナリオへの対応方策】

2-6-①	感染症の発生・まん延防止
2-6-②	下水道対策による衛生面の悪化防止
2-6-③	避難所環境の向上
2-6-④	要配慮者支援体制の強化

2-6-①　感染症の発生・まん延防止

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・被災地や避難所等における感染症の発生、まん延を防止するため、避難所等における衛生状況を把握し、助言や指導を行う体制が求められる。

【対応方策】

● 被災地や避難所等における感染症の発生、まん延を防止するため、県と連携を図り、被災地や避難所等において衛生状況等を把握し、助言や指導を行う体制を構築する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概要	関係機関
被災地や避難所等における衛生環境の維持	・被災地や避難所等における衛生状況等の助言や指導を行う体制の強化 ・災害時のトイレ環境の整備	県（保健所）、市

2-6-②　下水道対策による衛生面の悪化防止

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・衛生環境の維持に下水道の役割は大きく、災害発生時の機能維持や早期復旧に向け、事前に備えておく必要がある。

【対応方策】

● 下水道施設の破損等による衛生面の悪化を防止するため、美馬市下水道事業経営戦略や美馬市公共下水道ストックマネジメント計画（令和２年度策定）に基づき、下水道施設の適切な維持管理に努める。

● 災害発生時において、被災箇所等を早期に把握・特定し、迅速な対応を行うための備えとして、下水道管路管理システムの更新に努める。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
下水道関連機関との災害協定	・災害協定の締結	市
下水道管路管理システムの更新	・下水道管路管理システムの更新	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
下水道関連機関との災害協定	0 件	R6	3 件	R11	市

2-6-③　避難所環境の向上

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害が発生した場合には、長期の避難生活が想定されており、避難者の健康維持等を図るためには、避難所環境の向上が重要である。

・能登半島地震では、発災から１か月以降は「縁故避難」が最も多く、次いで「二次避難」、次に「在宅等避難」の分散避難が主流であったことから、それらの状況把握及び環境整備が必要である。

・能登半島地震では、上下水道が長期にわたり利用できなくなったものの、平素利用していた「井戸」から生活用水を確保できていたため、美馬市内に所在する民有井戸の利用を促進するための制度設計が必要である。

・避難所開設・運営マニュアルが未策定の指定避難所の早期策定が必要である。【再掲 1-3-③】

【対応方策】

● 県と連携を図り、大規模災害発生時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給される体制の整備を進める。

● 大規模災害発生時に、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透するよう努める。

● 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図るため、避難所の機能強化や快適な避難所の確保に向けた条件整備等に努める。

● 避難者や自主防災組織等による自主的な避難所運営をめざし、避難所ごとに「避難所検証訓練」を実施し、それぞれの避難所の状況や特性等を踏まえた避難所開設・避難所運営マニュアルを作成する。

● 車中泊避難所の整備及び必要な付帯設備を検討し、随時整備する。

● 市内に所在する民有井戸の利用を促進するために、民有井戸を「災害時協力井戸」として登録する制度を導入し、公表する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
指定避難所・指定緊急避難場所の環境整備（再掲 1-3-③）	・必需品の備蓄に加え、避難生活の「質」の向上を図る資器材の備蓄及び施設の改修等を行う。 ・屋内運動場における空調設備の導入による防災機能強化（再掲 1-1-①）	市
地域防災力向上推進事業（再掲 1-3-③）	・「避難所検証訓練」の実施 ・「リーダー養成研修」の実施	市
車中泊避難場所整備事業	・かまどベンチ、全天候型パーゴラ、マンホールトイレ等の付帯設備を整備	市
災害時協力井戸登録推進事業	・「災害時協力井戸」の登録を推進する。	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
避難所開設・運営マニュアルの策定状況（再掲 1-3-③）	57%	R6	100%	R11	市
発災後 48 時間でプライバシーが確保された就寝環境が見込まれる避難所の割合（再掲 1-3-③）	50%	R6	100%	R11	市
車中泊避難場所の整備件数	1 件	R6	5 件	R11	市
災害時協力井戸の登録件数	0 件	R6	50 件	R11	市

2-6-④　要配慮者支援体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・避難生活が長期化した際には、要配慮者の健康等への配慮が不可欠であり、支援体制の強化が必要である。

・福祉避難所での生活が想定される要配慮者を収容できるよう、福祉避難所を確保する必要がある。

【対応方策】

● 災害発生時に要配慮者を収容保護するため、「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」の締結を進め、福祉避難所の確保に努める。また、関係機関との連携のもと、福祉避難所の運営訓練や介護従事者の人材確保に努める。

● 地域の相互扶助の意識を高めるため、平時における、いきいきサロンや見守り活動等を通じた地域コミュニティの強化を図るとともに、各種のコミュニティ活動等を促進し、要配慮者に対する支援体制を強化する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
福祉避難所の確保	・福祉避難所の確保に向けた協定の締結	市、社会福祉施設等

施策・事業	概　　要	関係機関
地域コミュニティの育成 （再掲2-3-③他）	・いきいきサロンや見守り活動等の推進	社会福祉協議会

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
要配慮者の想定収容人数の充足率	47.6%	R5	75.0%	R11	市

事前に備えるべき目標３	防災対策に必要不可欠な拠点機能を確保することにより、初動対応の遅れを防ぐ

リスクシナリオ 3-1　警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【リスクシナリオへの対応方策】

3-1-①	警察機能維持対策の推進

3-1-①　警察機能維持対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害発生時においても治安の維持が図られるよう、警察や市、関係機関との情報共有体制の構築が求められる。

【対応方策】

- 県警察においては、公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、装備資機材等の充実強化、警察業務の継続に向けた体制強化等に努める。
- 美馬警察署との連携を強化し、自治会や自主防災組織等とともに災害時の治安維持体制について検討する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
警察機能の維持	・治安の確保に必要な体制、装備資機材等の充実強化、警察業務の継続に向けた体制強化等	県（警察）
災害時の治安維持対策	・美馬警察署との連携強化 ・自治会や自主防災組織等との連携による地域の治安維持体制の検討	県（警察）、市、自主防災組織

リスクシナリオ 3-2　行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

【リスクシナリオへの対応方策】

3-2-①	庁舎等の耐震化、機能強化
3-2-②	業務継続体制の強化
3-2-③	情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進
3-2-④	ボランティアやＮＰＯ等との連携

3-2-①　庁舎等の耐震化、機能強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・災害発生時においても行政機能が維持されるよう、庁舎代替施設の確保や機能強化が必要である。

・耐震化のできていない旧木屋平総合支所の解体を行う必要があるが、同施設には情報ネットワーク施設のサブセンターが所在しているため、サブセンターの移設が不可欠である。

【対応方策】

- 災害発生時においても行政機能が維持されるよう、庁舎代替施設の確保や機能強化を図る。
- 耐震化できていない庁舎を解体するとともに、庁舎代替施設における情報・通信システムの確保を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
公共施設等における安全確保（再掲 1-1-①）	・公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく対策の推進 ・老朽化した公共・公用施設等の解体	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
解体が必要な旧庁舎の解体（再掲 1-1-①）	50%	R6	100%	R11	市

3-2-② 業務継続体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害が発生した場合に、被災者支援をはじめ、速やかに各種業務が継続、再開できるよう体制の整備が必要である。

【対応方策】

- 大規模災害が発生した場合に、速やかに各種業務が継続、再開できるよう、「美馬市業務・受援計画（令和７年３月）」の改定や計画に基づく訓練を実施する。
- 職員の災害対応力の強化に向け、防災研修を実施するとともに、消防職員を除く全職員に「防災士」資格を取得させる。
- 大規模災害時には、職員だけでは対応が困難になることが想定される。このため、県との連携強化や市町村間における災害時相互応援協定の締結等を進め、災害時における業務継続体制の強化を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
業務継続・受援計画検証業務	・業務継続・受援計画の職員への周知、訓練等を通した見直し	市

3-2-③ 情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・サーバ機器等は市役所で一元管理しているため、市役所が被災した場合はデータの復旧・運用ができなくなる。このため、重要な行政データ等については、バックアップを確保するとともに、遠隔地での保存等が必要となる。

【対応方策】

- 庁舎の被災等により、各種システムに障害が発生し、業務継続が困難になることを防止するため、システムのクラウド化やサーバ機器代替機の確保、重要データの遠隔地での保存等に取り組む。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
システムのクラウド化	・システムのクラウド化	市
サーバ機器等の代替機器確保	・システム導入ベンダーとの業務継続にかかる覚書等締結などによる、サーバ機器等代替機の庁舎代替施設における確保	市
電子データの遠隔地保存	・市の業務に関係する電子データが格納された情報記憶媒体を県外の保管場所に輸送し管理	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
情報データの遺失防止対策の推進(システムのクラウド化及びサーバ機器等の代替機器確保)	0%	R6	75%	R11	市

3-2-④　ボランティアやＮＰＯ等との連携

【脆弱性評価（取組の現状や課題)】

・職員自身が被災して災害対応等を行う人員が不足する事態が想定されるほか、被災した地域への支援活動が求められるため、ボランティアや NPO、地元企業等との連携により、人員を確保する必要がある。

・災害時におけるボランティア等の活動は、被災地の復興支援に重要な役割を果たしているため、効果的・効率的なボランティア活動を促す必要がある。

【対応方策】

● 災害時の被災地の支援活動等が効果的に行われるよう、ボランティアや NPO、地元の企業等との連携を図るための体制を整備する。

● 美馬市社会福祉協議会が「危機事態時におけるボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」(令和３年４月締結)に基づき設置･運営する災害ボランティアセンターの体制整備に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
災害ボランティアの体制整備	・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの検証及び適宜見直しの実施 ・災害ボランティアセンター運営合同訓練の実施 ・災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な資器材の整備及び管理	市、社会福祉協議会

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
災害ボランティアセンターの開設・運営に必要な資機材の充足率	1%	R6	100%	R11	市

事前に備えるべき目標４	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 4-1　テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの途絶により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

4-1-①	情報通信手段の多重化
4-1-②	情報収集・共有体制の強化
4-1-③	情報通信事業者や放送事業者等との連携強化
4-1-④	情報サービスの継続体制の強化
4-1-⑤	要配慮者対策の推進
4-1-⑥	関係機関間の情報通信確保対策の推進

4-1-①　情報通信手段の多重化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・避難等の必要な情報が確実に届くよう、情報通信手段の多重化等に取組む必要がある。

・スマートフォンの普及で、多様な情報を容易に入手しやすくなったが、使える人と使えない人の間に生まれる情報格差「デジタルデバイド」を解消する必要がある。

・孤立集落が発生した場合に備えて、通信の途絶を防止する措置を講じる必要がある。（再掲 2-2-②）

・市が配備している衛星携帯電話（ワイドスターⅡ）の提供が令和 10 年 3 月末を以って終了するため、更新する必要がある。（再掲 2-2-②）

・能登半島地震の影響で能登地方ではインターネット障害が発生したことから、回線の破断リスクを想定したインターネット環境を整備する必要がある。

【対応方策】

● 災害時の情報通信手段を確保するため、防災行政無線や衛星携帯電話の計画的な更新、定期的な動作確認を進めるとともに、適正な管理を行う。

● 災害時の情報通信手段の多重化に向け、公共施設等における公衆無線 LAN の整備に努める。

● 市内全ての指定避難所等に特設公衆電話回線を整備するとともに、衛星携帯電話等の情報通信設備の配備に努める。（再掲 2-2-②）

● 市が配備している衛星携帯電話（ワイドスターⅡ）の提供が令和 10 年 3 月末を以って終了するため、更新する必要がある。（再掲 2-2-②）

● 災害時に重要な拠点となる施設に衛星インターネット環境を整備する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
災害時情報伝達手段の確立	・防災行政無線等の耐災害性の強化 ・通信インフラ復旧までの期間における道路啓開等の応急対応担当者等も見据えた衛星携帯電話の配備 ・防災行政情報発信システムの運用	市
通信途絶の防止（再掲 2-2-②）	・市内全ての指定避難所等に特設公衆電話回線を整備 ・衛星携帯電話等の情報通信設備の配備	県、市
衛星携帯電話（ワイドスターⅢ）購入事業（再掲 2-2-②）	・ワイドスターⅡからワイドスターⅢへの更新	市
衛星インターネット環境整備事業	・発災時の災害対策本部の通信体制を確立するために、木屋平市民サービスセンターに可搬型スターリンクを配備する。	市
消防情報通信施設の電源確保（※）	・消防指令センター及び前進基地局の非常用発電機が 72 時間稼働できるよう、燃料供給体制を継続し電力供給の安定化	市（消防）
デジタルデバイドの解消	・高齢者等を対象としたスマホ教室等の開催	市

※ 美馬西部消防組合（美馬町分）を含む。

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
防災行政情報発信システムの登録者数	0 人	R6	12,000 人	R11	市
高齢者等を対象としたスマホ教室等の開催	80 人	R5	500 人	未定	市

4-1-②　情報収集・共有体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・安否確認等が確実に行うことができるよう体制を整備する必要がある。

・能登半島地震では、発災直後、県内の被災状況（道路被害状況や孤立化地域の状況等）の入手に関し、警察・消防・自衛隊・市民等外部からの「受動情報」に頼っていたことから、状況把握に戸惑っていたことから「能動的情報収集手段」の充実が必要。

【対応方策】

● 「すだちくんメール」をはじめとする安否確認サービスや「災害用ダイヤル伝言１７１」、「Ｗｅｂ１７１」等の災害用伝言板、情報通信事業者が実施している緊急速報メール等の市民への普及に努める。

● 市民の安否確認等における情報伝達手段として、各指定避難所に設置した特設公衆電話の定期的な動作確認を行う。
● 市内高台に高性能ネットワークカメラを設置し、被災状況の全体像の把握に努める。
● ドローンを活用し、被害状況の詳細の把握に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
安否確認サービス、緊急速報メール等の利用促進	・各種安否確認サービス及び各種緊急速報メールの市民への普及 ・自主防災組織等における情報伝達体制の構築	市、自主防災組織
災害時ドローン活用促進事業	・ドローンの維持管理及び整備 ・市職員のドローン操作に関する資格取得を促進する。	市
災害時ネットワークカメラ整備事業	・ネットワークカメラの維持管理及び整備	市
指定避難所への特設公衆電話の定期的な動作確認	・指定避難所に設置した特設公衆電話の定期的な動作確認	市、NTT

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
ドローン操作に関する資格を取得した職員数	10 人	R6	16 人	R11	市
ネットワークカメラの設置台数	0 台	R6	3 台	R11	市

4-1-③　情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・災害の情報を、いち早く、かつ正確に、市民に情報提供を行う必要がある。

【対応方策】

● 情報通信事業者や放送事業者等が行う通信インフラの強化等への取組等に対して支援する。
● 大規模災害が発生した際に、非常時の情報通信手段を確保するため、各情報通信事業者や放送事業者等との協力体制を構築する。
● 通信インフラ等が被災した場合に、各事業者において円滑な応急・復旧活動が展開できるよう、その活動拠点及び生活環境の確保等について事前の検討を進める。また、一時的、応急的な復旧が早期に必要な施設等については、関係機関や事業者等との連携を図り、優先順位や対応方法等について事前に調整する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
事業者等との連携強化	・災害時における協力体制の構築（協定の締結等） ・応急・復旧活動に必要な活動拠点及び生活環境の確保等についての事前検討や緊急時の連絡体制の強化 ・復旧における優先順位や対応方法等の事前検討	市、事業者

4-1-④　情報サービスの継続体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・整備から 10 年以上が経過した地域情報ネットワーク施設は老朽化しており、部分的に更新が必要であるが、市全域に展開していることから多額の経費や時間が必要となる。

【対応方策】

● 整備から 10 年以上が経過し、老朽化した地域情報ネットワーク施設について、光ファイバー等の適切な維持管理や部分的な機器更新を行い、安定的な運用を図る。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
情報サービスの継続体制の強化 ★ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業	・老朽化した光ファイバー等の維持管理、部分的な機器更改等による安定運用	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
情報サービスの継続体制の強化	実施中	R6	継続実施	R11	市

4-1-⑤　要配慮者対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・災害時に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）等に適切な避難支援が行われるよう、体制を整備にしていく必要がある。

・浸水警戒区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、避難確保計画に基づく避難訓練の確実な実施が必要である。

【対応方策】

- 災害情報の伝達手段の多様化や地域住民等との連携、わかりやすくタイムリーな情報の発信など、効果的な情報伝達体制の整備に努める。
- 避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の策定を通じて、一人ひとりの状況に応じた情報伝達方法等の検討に努める。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画に基づく避難訓練の実施及びその報告が義務付けられていることの周知を図るとともに、当該要配慮者利用施設の利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な助言又は勧告を行うよう努める。【再掲 1-4-②】
- 浸水想定区域内の要配慮者施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画に基づく避難訓練の実施及びその報告が義務付けられていることの周知を図るとともに、当該要配慮者利用施設の利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な助言又は勧告を行うよう努める。【再掲 1-3-②】
- 自主防災組織ごとに「地域支え合いマップ」を作成し、当該地域における要配慮者の避難支援と情報共有に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
避難行動要支援者の避難行動支援	・避難行動要支援者の個別避難計画の策定 ・避難行動要支援者名簿の作成	市
要配慮者利用施設の利用者の避難確保	・浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施状況を把握し、必要な助言又は勧告を行う。	市
「地域支え合いマップ」整備・更新等事業	・自主防災組織ごとに地域支え合いマップを作成し、配布する。	市

4-1-⑥　関係機関間の情報通信確保対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・災害発生時において、円滑な避難や救助、支援等を行うためには、県や防災関係機関等との連絡手段の確保が不可欠であり、関係機関間の情報通信の維持、早期復旧に向けた事前の備えが重要である。

【対応方策】

- 県や防災関係機関等との情報共有体制を強化するため、市が運用する「総合防災情報システム」及び県が運用する「災害時情報共有システム」の活用方法等について職員への周知を図る。
- 県が実施する防災訓練や図上訓練への参加等を通して、情報通信事業者や放送事業者等との連携

強化を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
災害時情報伝達手段の確立	・市総合防災情報システム等の活用 ・県、情報通信事業者や放送事業者等との連携強化	県、市、事業者

リスクシナリオ 4-2　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や、石油・LP ガス燃料供給施設等の長期にわたる機能の停止

【リスクシナリオへの対応方策】

4-2-①	電力供給体制の強化
4-2-②	拠点施設等における自然エネルギーの導入

4-2-①　電力供給体制の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・生活・経済活動に電力等のエネルギー確保は不可欠であり、被害の軽減や早期復旧への備え等を促すことが重要である。

・優先給油の際に被災者とのトラブルが発生する可能性がある。

【対応方策】

● 災害時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう協定を締結した電気、石油、ＬＰガスの供給事業者との確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む。

● 県や各事業者との連携を図りながら、応急・復旧活動に関する合同訓練や図上訓練等への積極的な参加に努める。

● 優先給油を受けられる車両であることを示すマグネットシートを作成し、全車両に積載する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
事業者等との連携強化 （再掲 2-1-⑥他）	・災害時における協力体制の構築（協定の締結等） ・応急・復旧活動に必要な活動拠点及び生活環境の確保等についての事前検討や緊急時の連絡体制の強化 ・復旧における優先順位や対応方法等の事前検討	市、事業者

4-2-②　拠点施設等における自然エネルギーの導入

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・電力等が途絶した場合においても、各種の活動が停滞しないよう、主要な施設における電力確保の対策を想定しておく必要がある。

【対応方策】

● 防災拠点施設や主要な避難所等における自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を検討する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
自立・分散型電源の導入	・拠点施設等における自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入の検討	市

リスクシナリオ 4-3　長期にわたる断水、下水道施設の機能停止

【リスクシナリオへの対応方策】

4-3-①	水道施設の耐震化等
4-3-②	汚水処理施設の耐震化等

4-3-①　水道施設の耐震化等

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・水の供給は、市民の生活に不可欠なものであり、災害発生時においても、被害を抑制し、一定の給水を確保することが必要。

・浄水施設耐震率は 21.5%、配水池耐震施設率は 48.7%、基幹管路の耐震適合率は 19.8%となっている（参照：「徳島県の水道」令和 5 年 3 月末時点）。

・簡易水道施設の耐震化は費用の面から進んでいない。また山間部にあるため山腹崩壊による施設損壊も考えられ、対策を検討・推進する必要がある。

・災害時、地区が孤立することも十分ありえるが、地区内に事業者が少ないことから被災施設の復旧に携わる事業者及び資材の確保が難しく、また、被災現場の危険性が高く復旧作業が長期化するおそれがある。

【対応方策】

● 「美馬市水道事業経営戦略」（令和 5 年度策定）に基づき、水道事業の安定的な経営の推進に努める。

● 浄水施設や配水池については、主要な施設から計画的に耐震診断や耐震補強を行うとともに、施設の更新にあわせた耐震化を進める。なお、一部の配水池については、耐震性が明らかになっていないことから、耐震診断等により耐震性を把握する。

● 施設が被災した場合の市民生活への影響の大きさ（災害対応の拠点となる施設や病院、福祉施設等）や災害被害の発生確率をもとに優先順位を決定し、優先度の高い施設から耐震化を進める。

● 簡易水道施設の耐震化は、費用対効果が低いことから進んでいない。しかし、山腹崩壊等による施設損壊が想定され、長期断水のリスクが高いことから、対策を検討する。

● 取水、浄水、送水及び配水池等の重要施設については、停電による断水を回避するため、自家発電装置の整備を行うとともに、燃料の供給体制の整備や備蓄の確保に取り組む。

● 大規模災害が発生し、給水に支障が生じた際に、早期の給水の回復への備えとして、応急給水の実施に向けた体制の強化や修繕用資材等の確保や応急給水袋の確保、復旧活動に従事する民間事業者との協定締結等に取り組む。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
耐震化事業の推進	・取水、浄水、送水及び配水池等の重要施設や施設復旧・復興の拠点施設である避難所、病院等につながる重要な管路の耐震化	市
老朽施設更新事業の推進	・破損事故の低減を図り、安全・安心な水を供給するため、耐用年数を経過した老朽管の計画的な更新	市
営農飲雑用水施設の復旧体制の強化 ★農村整備事業	・被災施設の復旧に携わる事業者との協定の締結 ・修繕用資材等の備蓄の検討 ・機能保全計画、施設計画に基づく取水・浄水・送水・配水池などの重要施設の耐震化および老朽管の更新、遠隔操作・監視システム導入に取り組む。	市
水道施設の応急復旧体制の構築	・被災施設の復旧に携わる事業者との協定の締結 ・修繕用資材等の備蓄の検討	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
耐震適合率	19.8%	R4	22.0%	R12	市
重要給水施設耐震適合率	63.4%	R4	70.0%	R12	市

4-3-②　汚水処理施設の耐震化等

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・下水道は、災害発生時においても使用制限を課すことが困難であり、施設の耐震化による被害の防止や早期の復旧に向けた体制整備が必要である。

【対応方策】

- 下水道施設の破損等による衛生面の悪化を防止するため、美馬市下水道事業経営戦略や美馬市公共下水道ストックマネジメント計画（令和２年度策定）に基づき、下水道施設の適切な維持管理に努める。（再掲 2-6-②）
- 災害発生時において、被災箇所等を早期に把握・特定し、迅速な対応を行うための備えとして、下水道管路管理システムの更新に努める。（再掲 2-6-②）
- 農業集落排水処理施設の機能強化を図るとともに、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すなど、合併処理浄化槽の普及を促進する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
下水道管路管理システムの更新（再掲 2-6-②）	・下水道管路管理システムの更新	市

施策・事業	概　　要	関係機関
合併処理浄化槽の普及促進	・単独浄化槽及び汲み取り便所の撤去を伴う合併処理浄化槽の設置に対する補助	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
汚水処理人口普及率	53.7%	R5	56.7%	R10	市

リスクシナリオ 4-4　交通・防災インフラの長期にわたる機能停止

【リスクシナリオへの対応方策】

4-4-①	道路交通ネットワークの強化
4-4-②	公共交通機関等の被災状況把握、復旧体制の整備
4-4-③	被災した防災インフラ施設の早期復旧体制の構築

4-4-①　道路交通ネットワークの強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・生活・経済活動の復興には、道路の復旧が重要な役割を担うことから、被害の軽減や早期復旧に向けた事前の備えが必要である。

・緊急輸送道路に指定されている国道や県道には、主要幹線道路交通途絶予想箇所に指定されている区間があり、緊急輸送道路としての機能を確保するための整備を進める必要がある。

・災害による停電により信号機が停止し、事故の発生や交通渋滞の発生等が懸念されるため、対策が必要である。

【対応方策】

● 災害発生時における救援物資等の輸送路の確保に向け、関係機関との連携により、緊急輸送道路や緊急輸送道路を補完する道路等の整備に努める。

● 停電に伴う信号機の停止により、事故の発生や交通渋滞を生じさせないよう、県警察による緊急交通路等における信号機電源付加装置の整備促進に努める。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
緊急輸送道路の整備（再掲 2-1-⑤） ★社会資本整備総合交付金事業 ★防災・安全社会資本整備交付金事業 ★更新防災等（道路メンテナンス事業）	・緊急輸送道路の強化に向けて、国道、県道、市道、農道、林道等の整備 ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震化、修繕、無電柱化の促進 ・橋梁の耐震化については、定期点検で異常を確認した橋梁において、緊急性、重要性等を総合的に検討し、計画的に対策を実施	国、県、市
道路橋梁インフラの強靭化（再掲 2-1-⑤） ★更新防災等（道路メンテナンス事業）	・市が管理する橋梁の定期点検の実施 ・判定区分がⅢ以上の橋梁においては修繕・廃止・集約・撤去及びコスト縮減を検討	市

施策・事業	概　　要	関係機関
高規格道路等の機能強化（再掲 2-1-⑤）	・徳島自動車道の４車線化の促進	国、NEXCO
交通機能の維持	・緊急交通路等の信号機電源付加装置の整備	県（警察）

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
橋梁修繕の実施箇所（再掲 2-1-⑤）	5 橋	R5	8 橋	R11	市
緊急輸送道路の整備（再掲 2-1-⑤）	促進中	R6	促進中	R11	国、県、市

4-4-②　公共交通機関等の被災状況把握、復旧体制の整備

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・市民の移動手段として公共交通の維持が重要であることから、被災時の情報共有等の体制整備が必要である。

【対応方策】

- 災害発生時においても鉄道やバスの公共交通が維持されるよう、公共交通機関との連携強化に努める。
- 公共交通機関が被災した際に、運行停止情報等が速やかに収集可能となるよう、連絡体制を構築する。
- 災害発生後においても、市民の移動手段を確保するため、被災状況や運行事業者の状況等を踏まえ、デマンドバスの運行が継続できるよう体制を構築する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
デマンドバスの運行継続	・運行事業者による業務継続計画（BCP）策定の促進	市、事業者
木屋平地区自家用有償旅客運送事業	・運行事業者のＢＣＰ策定促進 ・予約を受け利用者の送迎をする。	市、事業者

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
美馬市ふれあいバス年間利用者数	15,011 人	R5	15,600 人	R11	市
木屋平ラクバスの年間利用者数	1,197 人	R5	1,250 人	R11	市

4-4-③　被災した防災インフラ施設の早期復旧体制の構築

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害の発生により、河川堤防や土砂災害対策等の防災インフラ施設が破損した場合、速や

かに復旧させる必要がある。

【対応方策】

● 河川堤防や土砂災害対策等の施設が破損した場合の速やかな復旧に向け、国や県等の関係機関との連携を強化するとともに、建設事業者等との協力体制を構築する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
早期の災害復旧事業に向けた体制整備	・被災した道路構造物において、災害復旧事業の活用を含めた、早期復旧のための国・県等との連携体制の整備	国、県、市
建設事業者等との協力体制の構築	・大規模災害発生時における支援活動に関する協定の締結	市、事業者

事前に備えるべき目標５	経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 5-1　地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態

【リスクシナリオへの対応方策】

5-1-①	ＢＣＰの取組等の促進
5-1-②	ライフライン事業者等の取組強化
5-1-③	被災企業等に対する支援対策の周知等

5-1-①　ＢＣＰの取組等の促進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・災害発生時に、被害の軽減や早期の事業再開につなげるため、市内企業等において業務継続計画（BCP）の策定が求められている。

【対応方策】

● 県や大学、商工会等と連携した説明会の開催等により、市内企業等において業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
市内企業等における BCP の策定促進	・市内企業等に対する BCP 策定に関する取組の促進	市、商工会

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
市内企業等を対象とした説明会開催回数	1 回/年	R6	1 回/年	R11	市、商工会

5-1-②　ライフライン事業者等の取組強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・市内の企業等が被災後早期に事業再開するためには、ライフラインの確保が不可欠であり、ライフライン事業者における耐災害性の強化が求められる。

【対応方策】

● 災害時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう協定を締結した電気、石油、ＬＰガスの供給事業者との確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む。【再掲 2-1-⑥】

● 徳島県や各事業者との連携を図りながら、応急・復旧活動に関する合同訓練や図上訓練等への積

極的な参加に努める。【再掲 2-1-⑥】

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
事業者等との連携強化（再掲 2-1-⑥他）	・災害時における協力体制の構築（協定の締結等） ・応急・復旧活動に必要な活動拠点及び生活環境の確保等についての事前検討や緊急時の連絡体制の強化 ・復旧における優先順位や対応方法等の事前検討	市、事業者

5-1-③　被災企業等に対する支援対策の周知等

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・被災した企業の再建に関する支援制度等について、速やかに情報提供を行う必要がある。

【対応方策】

● 災害発生時における被災企業に対する支援制度等の速やかな周知に向け、職員が各種の支援制度等に対する理解を深めるとともに、関係機関等との連携のもと支援体制を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
経済変動対策資金事業等の周知	・経済変動対策資金が円滑に利用されるよう、制度（市企業応援サイトによる継続的な周知）を行う。	市、徳島県信用保証協会、金融機関

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
制度の周知	通年	R6	通年	R11	市、徳島県信用保証協会、金融機関

リスクシナリオ 5-2　重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

【リスクシナリオへの対応方策】

5-2-①	危険物等の適正管理の徹底

5-2-①　危険物等の適正管理の徹底

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・災害発生時に、有害物質等が拡散し、被害の拡大につながることを防止するため、市内企業等における危険物の保有や管理状況の把握が必要である。

■市内の危険物貯蔵所・取扱所施設数（令和 6 年 11 月 1 日現在）

	事業所数	貯蔵所						取扱所	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所
穴吹町	17	4			5	2	0	7	
脇町	42	3	8	3	14		6	21	9
美馬町	18	2	3	1	7		4	5	3
木屋平	3	1			1		1	1	
合計	80	10	11	4	27	2	11	34	12

■高圧ガス大量保有事業者

区分	事業所名	所在地	電話番号	摘要
製造 （液化石油ガス、貯槽設置）	藤田商事(株) 脇町充填所	美馬市脇町大字馬木銚子場 1069	0883-53-9177	10t×1 基 15t×1 基 充填所
	徳島液化ガス(株) 美馬工場	美馬市脇町猪尻建神社下南 156-1	0883-52-2811	15t×2 基 充填所

参照：市地域防災計画

■毒物・劇物取扱施設数（令和 5 年 6 月 30 日現在）

業種	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	計
施設数	10	7	0	17

参照：県地域防災計画

【対応方策】

● 災害発生時に、有害物質等が拡散し、被害の拡大につながることを防止するため、市内の企業等における危険物の保有や管理状況を把握するとともに、適正な管理に向けた啓発を行う。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
危険物等の適正管理に向けた周知	・危険物施設等の実態把握 ・適正管理に向けた啓発	市（消防）

リスクシナリオ 5-3　金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

【リスクシナリオへの対応方策】

5-3-①	金融サービス等の継続

5-3-①　金融サービス等の継続

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・金融サービスや郵便等の維持が、経済活動には不可欠であるため、金融機関等が取り組む、事業継続に必要な建物等の耐災害性の向上、システムのバックアップ等の運用状況について情報共有しておく必要がある。

【対応方策】

● 市内の金融機関等に対して、建物等の耐災害性の向上、システムのバックアップ等の運用状況等に関する情報共有に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
市内事業者（金融機関等）とのＢＣＰ運用状況等の情報共有	・市内事業者に対し、建物等の耐災害性の向上、システムのバックアップ等の運用状況等に関する情報共有に努める。	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
ＢＣＰ体制の情報共有	0 回/年	R6	1 回/年	R11	市

リスクシナリオ 5-4　食料等の安定供給の停滞に伴う住民生活・社会経済活動への甚大な影響

【リスクシナリオへの対応方策】

5-4-①	農業生産基盤等の強化
5-4-②	ＢＣＰの取組等の促進
5-4-③	食料や水等の備蓄の推進
5-4-④	物資調達・供給体制の構築

5-4-①　農業生産基盤等の強化

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・基幹的な農業水利施設等の耐震化を図る必要がある。

・農地の浸水被害防止及び被災農地の速やかな復旧や営農再開に向けた体制整備が必要である。

・機能保全計画、施設計画に基づき優先順位を定めて長寿命化（耐震化、高度化等）を行う必要がある。

・農業分野では、生産者の高齢化、後継者不足が進行しており、将来の地域農業を担う人材の確保・育成が急務となっており、併せて作業の効率化・低コスト化を図る必要がある。

【対応方策】

● 基幹的な農業水利施設等の耐震診断を実施し、耐震改修が必要な施設については計画的に耐震化を進める。

● 機能低下が顕著に表れている基幹的水利施設の修繕・設備更新等が必要な施設の計画的に実施する。

● 農業者が農業を継続できる環境を整えるため、農地の集積・集約化を促進し、パイプライン整備などの基盤整備を推進する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
農業水利施設等の耐震化 ★農業水路等長寿命化・防災減災事業	・基幹的な農業水利施設等の計画的な耐震化 ・基幹的水利施設の長寿命化を図る（曽江谷・中岩倉・井口第一・井口美馬南岸　計５地区）	県、市
農村インフラ施設の強靭化・高度化 ★農村整備事業	・営農飲雑用水施設の給水区域内における送配水管の新設及び機能強化（脇中央地区）	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
基幹的水利施設の長寿命化	実施中	R6	実施継続	R12	県、市

5-4-②　ＢＣＰの取組等の促進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・流通や販売等を担う農業関係団体等における事業継続が必要である。

【対応方策】

- 農業協同組合などの関係団体に対して、業務継続計画（BCP）の策定を促す。
- 「徳島県農業版業務継続計画」（平成 29 年３月）に基づき、被災農地の速やかな復旧と円滑な営農再開に向けた体制整備を進める。
- 県や管内市町、関係団体等で構成する「西部地域農業版 BCP 対策協議会」の活動に取り組む。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
西部地域農業版 BCP 対策協議会の活動	・災害発生時における被災農地の速やかな復旧と円滑な営農再開に向けた体制の整備や対策の推進	県、市、農業協同組合、土地改良区

5-4-③　食料や水等の備蓄の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害時に備え、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担のもと、備蓄を進める必要がある。（再掲 2-1-①）

【対応方策】

- 徳島県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」が示した「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」（令和５年５月改訂）に基づく備蓄品目については、避難所生活者だけでなく、避難所外生活者も配布対象とし、必要数量の現物備蓄に努める。（再掲 2-1-①）
- 国の各指針・ガイドライン、スフィア基準等に基づく備蓄品目については、国及び県からの供給を基本とし、国及び県からの供給が見込めない又は供給時期が４日目以降になると見込まれる備蓄品目については、一部を現物で備蓄するとともに、関係事業者等との優先的供給に係る協定締結に努める。
- 美馬市備蓄方針を策定し、計画的な現物備蓄及び調達に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
公助による備蓄の推進（再掲 2-1-①）	・美馬市備蓄方針を策定し、当該方針に基づく計画的な備蓄及び調達に努める。	市
自助・共助による備蓄の促進（再掲 2-1-①）	・家庭、事業所、自主防災組織などにおける備蓄の促進に向けた普及啓発に努める。	市

【重要業績指標】

指標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
美馬市備蓄方針で定める備蓄目標の充足率（再掲2-1-①）	未策定	R6	100%	R11	市
ローリングストックや家具の固定など自宅で「備え」をしている市民の割合（再掲 2-1-①）	40.6%	R5	55.0%	R11	市

5-4-④　物資調達・供給体制の構築

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・民間事業者等との災害協定の締結等を進める必要がある。【2-1-②】
・物資供給が適切に行われるよう、関係機関と連携した訓練を実施する必要がある。
・暑熱、寒冷又は多湿の作業に対応できる環境整備に取り組む必要がある。
・在宅避難者や車中泊避難者等の分散型避難を選択する避難者にも物資が行き渡るよう、物資供給体制を確立する必要がある。

【対応方策】

● 事業者との「災害時における食料品及び飲料水、生活必需品等の調達に関する協定」の締結に取組み、大規模災害時における物資調達の体制を整備する。
● 物資供給マニュアルの策定や物流事業者との協定締結等により、災害時における物資の供給体制を構築する。
● 在宅避難者や車中泊避難者をはじめとする全ての市民（避難者）を対象とした物資供給体制を構築するため、市内 4 箇所（脇町、美馬、穴吹、木屋平）に地区物資供給拠点の開設に必要な備品を整備する。
● 平時は防災用物資集積拠点、災害時は地域内物資輸送拠点としている美馬市総合防災倉庫での作業効率及び作業環境を検証し、改善が必要な場合は設備等含めて整備を検討する。
● 物資供給が適切に行われるよう、関係機関との連携しながら訓練を実施する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
災害時の協力に関する協定の締結（再掲 2-1-②）	・災害時の物資供給に関する物流事業者等との協定締結の促進	市
地区物資供給拠点整備事業（再掲 2-1-②）	・地区物資供給拠点の開設・運営に必要な資機材の整備	市
防災用物資集積拠点（地域内物資備蓄輸送拠点）管理運営事業（再掲 2-1-②）	・美馬市総合防災倉庫の維持管理 ・関係機関と連携した訓練の実施	市

【重要業績指標】

指標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
地区物資供給拠点を開設する資器材を格納した箇所	2 箇所	R6	4 箇所	R8	市

リスクシナリオ 5-5　農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【リスクシナリオへの対応方策】

5-5-①	施設の耐震化等

5-5-①　施設の耐震化等

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・経済活動の維持には、水の供給が不可欠であり、施設の耐震化等を進める必要がある。

・美馬市工業用水道の施設については、全て耐震性を有していることから、供給に必要な設備が確実に稼働するかなど、適正な維持管理に努める。

・曽江谷営農飲雑用水施設（椚野・脇中央）は稼働 10 年以上経過しているので、設備更新や耐震化が必要である。

【対応方策】

● 基幹的な農業水利施設等については、耐震診断を実施し、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を進める。

● 工業用水道施設については、全て耐震性を有していることから、引き続き適正な維持管理に努める。

● 営農飲雑用水施設（椚野・脇中央）の機能保全計画及び施設計画に基づき、浄水施設等の計画的な設備更新や耐震化に努める。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
農業水利施設等の耐震化（再掲 5-4-①） ★農業水路等長寿命化・防災減災事業	・基幹的な農業水利施設等の計画的な耐震化 ・基幹的水利施設の長寿命化を図る（曽江谷・中岩倉・井口第一・井口美馬南岸　計 5 地区）	県、市
営農飲雑用水施設の更新、耐震化の推進 ★農村整備事業	・営農飲雑用水施設の機能保全計画（策定済み）、施設計画（令和６年度策定完了）に基づき、浄水場等の設備更新や耐震化（椚野・脇中央）	市
工業用水道施設の適正な維持管理	・適正な維持管理	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
営農飲雑用水施設の更新箇所	0 地区	R6	2 地区	R12	県、市

リスクシナリオ 5-6　農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下

【リスクシナリオへの対応方策】

5-6-①	被災農地・森林等の早期復旧

5-6-①　被災農地・森林等の早期復旧

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・災害の発生により、農地や森林が被災することで、人口流出や地域産業の衰退に繋がるとともに、農地や森林の荒廃が進み、農地や森林の有する多面的機能の喪失等が懸念される。このため、被災した農地や森林の早期復旧が必要である。

【対応方策】

- 災害の発生により、農地や森林が被災することで、人口流出や地域産業の衰退に繋がるとともに、農地や森林の荒廃が進み、農地や森林の有する多面的機能の喪失等が懸念される。このため、被災した農業者、林業者への支援とあわせて、農地や森林の早期復旧に向けた体制を強化する。
- 災害発生時における被災農業者、林業者に対する支援制度等の速やかな周知に向け、市職員が各種の支援制度等に対する理解を深めるとともに、関係機関等との連携により体制を整備する。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
農村地域の防災力の向上 ★農村地域防災減災事業 ★多面的機能支払交付金	・農業用施設等の機能回復や災害の未然防止を図るための農業用施設等の整備 ・ため池の管理体制の強化 ・農業水利施設における非常用電源の整備	国、県、市
森林保全対策 ★森林・山村多面的機能発揮対策交付金	・森林の有する多面的機能の発揮に向け、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用に向けた共同活動等の支援	国、県、市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
ため池所有者等への周知回数（再掲 1-4-⑤）	0 回/年	R6	1 回/年	R11	市
農地・農道等の機能保全	174.0ha	R6	174.0ha	R11	市

事前に備えるべき目標６	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ６-１　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオへの対応方策】

6-1-①	災害廃棄物処理体制の構築

6-1-①　災害廃棄物処理体制の構築

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大量に発生する災害廃棄物の速やかな処理に向け、市、県、事業者団体等の連携により、適正に処理する必要がある。

・現在のごみ焼却処理施設は、令和８年４月時点で供用開始から２９年が経過しており、経年的な老朽化が進行しているため、大規模災害時における速やかな復興を実現するための新施設整備を検討していく必要がある。

【対応方策】

● 災害廃棄物の仮置場の候補地の選定や防災訓練等を通じて、災害廃棄物処理計画を必要に応じて改定するとともに、公的機関や民間団体等における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定や覚書により、災害発生時における処理体制を強化する。

● 県と連携を図り、災害廃棄物処理の実施に関する市職員の研修等を実施する。

● 新ごみ処理施設では、災害廃棄物の受入を想定し、仮置場の設置や選別処理に必要な作業区画を確保するとともに、大雨、豪雨時における地域の浸水対策機能を設ける。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
災害廃棄物処理体制の強化	・災害廃棄物処理計画の改定及び災害廃棄物処理に関する連携協定等の締結	市
災害対応力の向上	・災害廃棄物処理の実施に関する市職員の研修会及び外部搬出訓練の実施	市
防災機能の強化	・新ごみ処理施設における災害廃棄物の受入及び浸水対策の整備	市、美馬環境整備組合

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
災害廃棄物処理における事業者等との連携体制の強化	推進	R6	推進	R11	市
新ごみ処理施設における防災機能の整備	取組中	R8	整備中	R11	市、美馬環境整備組合

リスクシナリオ 6-2　地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【リスクシナリオへの対応方策】

6-2-①	地域コミュニティの維持
6-2-②	建設産業等の育成
6-2-③	職員の防災対応能力の向上
6-2-④	事前復興の推進

6-2-①　地域コミュニティの維持

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・日常からのコミュニティ活動等を通じ、地域コミュニティを形成する必要がある。

・学校教育・社会教育の様々な機会を通して、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、災害時における「共助」の重要性に関する認識を高める必要がある。

【対応方策】

● 学校教育や社会教育の様々な機会を通して、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」の重要性に関する認識を高める。

● 地域防災の中心的な担い手を養成するために、市民防災士の養成を促進する。（再掲 2-3-③）

● 平時における、いきいきサロンや見守り活動等を通じた地域コミュニティの強化を図るとともに、各種コミュニティ活動や自主防災活動等の促進を図り、地域防災力の向上につなげる。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
地域コミュニティの育成（再掲 2-3-③他）	・いきいきサロンや見守り活動等の推進	社会福祉協議会
市民防災士養成事業（再掲 2-3-③）	・防災士資格を取得した市民に資格取得に要した費用を助成する。	市

6-2-②　建設産業等の育成

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・建設業者等の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定が必要である。

・建設業界において高齢化や若年層の離職等の課題があることから、担い手確保や技術の伝承、就労環境の改善などが必要である。

【対応方策】

● 建設業者等の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

● 速やかな道路啓開や復興事業の推進に向け、建設業者等との間で災害時支援協定等の締結を進めるとともに、災害時に活用可能な重機や資機材や人材の把握に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
建設事業者等との協力体制の構築（再掲 4-4-③）	・大規模災害時における支援活動に関する協定の締結	市、事業者

6-2-③　職員の防災対応能力の向上

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・速やかな復旧・復興の実現に向け、職員の災害対応能力の向上が必要である。

・大規模地震の発生後、余震等による二次被害の拡大を抑制する必要がある。

・発災後、被災者が速やかに生活再建に着手するためには、早期に罹災証明書を交付する必要がある。

・官民連携による被災者支援体制の構築

【対応方策】

● 実践的かつ実際的な防災訓練を企画・実施し、職員の災害対応能力の向上を図る。

● 罹災証明書発行の前提となる住家被害認定調査の管理（モバイル端末による調査）、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成、管理等の機能を有した被災者生活再建支援システムを導入し、業務の迅速化・効率化を図るとともに、住家被害認定調査を円滑に実施できる人材を養成する。

● 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ円滑に実施できる人材を養成する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
危機事態対処訓練の実施	・防災訓練の企画及び実施	市
被災者生活再建支援システム導入事業	・住家被害認定調査の管理、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び管理等の機能を有した「被災者生活再建支援システム」の導入	市
住家被害認定調査員の育成	・住家被害認定調査員の確保	市
被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成	・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保	市
防災用物資集積拠点（地域内物資備蓄輸送拠点）	・美馬市総合防災倉庫の維持管理	市

施策・事業	概　　要	関係機関
管理運営事業（再掲 2-1-②）	・関係機関と連携した訓練の実施 ・フォークリフト運転技能講習修了者の確保	
災害時ドローン活用促進事業（再掲 4-1-②）	・ドローンの維持管理及び整備 ・市職員のドローン操作に関する資格取得を促進する。	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
罹災証明書発行訓練実施回数	―	R6	2	R9	市

6-2-④　事前復興の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害が発生した場合、「復興の姿」の検討に時間を要することが想定されるため、事前復興計画を検討する必要がある。

【対応方策】

● 大規模な災害が発生した場合、速やかな復興を実現するため、「徳島県復興指針」（令和元年 12 月）等に基づく条件整備や対策を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
「徳島県復興指針」等に基づく取組の推進	・「徳島県復興指針」等に基づく取組の推進	市

リスクシナリオ 6-3　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオへの対応方策】

6-3-①	地籍調査等の推進
6-3-②	応急仮設住宅の確保に向けた対策の推進

6-3-①　地籍調査等の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・地籍調査や相続手続き等が未実施の場合、復興事業等の遅延の原因になることから、計画的に地籍調査を進める必要がある。

【対応方策】

● 速やかな復興事業に備えるため、地籍調査の推進や相続手続きの適正化を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
地籍調査事業の推進	・境界紛争の防止、後世への継承や土地取引の円滑化、課税の公平性等に向けた地籍調査の推進 ・早期の災害復旧対応への備えとして地籍調査の推進	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
地籍調査進捗率	51.6%	R5	62.9%	R11	市

6-3-②　応急仮設住宅の確保に向けた対策の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・地域コミュニティの維持や人口流出防止においては、応急仮設住宅等の住まいの確保が重要であり、応急仮設住宅の建設候補地を選定しておく必要がある。

【対応方策】

● 速やかな応急仮設住宅の確保に向け、応急仮設住宅の建設候補地の選定を進めるとともに、建設事業者等との協定締結を進める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
応急仮設住宅候補地の確保	・応急仮設住宅の建設候補地の検討	市

リスクシナリオ 6-4　貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

【リスクシナリオへの対応方策】

6-4-①	貴重な文化財の保護

6-4-①　貴重な文化財の保護

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・災害による文化財の喪失を防止する必要がある。

【対応方策】

- 災害によって文化財が喪失しないよう、文化財の所有者や管理者等が実施する耐震対策等に対し支援を行う。
- 脇町南町地区は「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されており、地震等の災害に対しても町並みが保存されるよう努める。
- 文化財出前教室等を通して、市民の文化財保護意識の醸成等に努める。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
文化財保護事業	・市内所在の文化財の保存修理や耐震化に対して補助金を交付	市
重要伝統的建造物群保存対策事業	・伝統的建造物の保存修理や耐震化に対して補助金を交付 ・防災計画の策定の促進	市
文化財出前教室事業	・市内の小学校に出向いて文化財に関する授業の実施	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
指定文化財の修理件数	5 件	R6. 11	8 件	R11	市
伝統的建造物の修理・修景件数	108 件	R6. 11	120 件	R11	市
文化財出前教室実施回数	4 回/年	R6. 11	6 回/年	R11	市

リスクシナリオ 6-5　速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

【リスクシナリオへの対応方策】

6-5-①	ＢＣＰの取組等の支援
6-5-②	各種の支援制度の周知

6-5-①　ＢＣＰの取組等の支援

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・大規模災害が発生した場合においても、地域経済の維持や早期回復が必要である。

【対応方策】

● 大規模災害が発生した場合においても、地域経済の維持や早期回復が図られるよう、農林水産業を含めた事業者による業務継続計画（BCP）の策定促進や将来の担い手育成を進める。

● 各事業者等に対して、地域の災害リスク等に対する理解を促し、各事業者における防災・減災対策を促進する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
市内企業等における BCP の策定促進（再掲 5-1-①）	・市内企業等に対する BCP 策定に関する取組の促進	市、商工会
西部地域農業版 BCP 対策協議会の活動（再掲 5-4-②）	・災害発生時における被災農地の速やかな復旧と円滑な営農再開に向けた体制の整備や対策の推進	県、市、農業協同組合、土地改良区

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
市内企業等を対象とした説明会開催回数	1 回/年	R6	1 回/年	R11	市、商工会

6-5-②　各種の支援制度の周知

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・被災後、被災企業等が支援制度を円滑に活用できるよう、支援制度について職員が事前に理解しておく必要がある。

【対応方策】

- 被災後、被災企業等が各種事業再建支援制度を円滑に活用できるよう、被災企業等に対する支援制度等について職員が理解を深めるための研修を実施するとともに、関係機関等との連携により体制を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
経済変動対策資金事業等の周知（再掲 5-1-③）	・経済変動対策資金が円滑に利用されるよう、制度の周知	市、県信用保証協会、金融機関

横断的分野　A　リスクコミュニケーション分野

【リスクシナリオへの対応方策】

A-①	地域防災力の向上
A-②	防災教育の推進

①　地域防災力の向上

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・防災の基本となるのは「自助」」であり、「自らの命は自らが守る」という認識のもと、様々な機会を通じて、市民一人ひとりの防災・減災に関する意識を高めていく必要がある。その上で、大規模災害時には、行政機関、警察及び消防が被災することも想定され、自主防災組織の活動が重要になるため、自主防災組織の育成・活動支援等により、地域における「共助」の強化に努める必要がある。

【対応方策】

● 自主防災組織自らが訓練を実施し、地域住民が参加できる体制を構築するよう、自主防災組織の活動を支援する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
自主防災組織への育成支援（再掲 2-3-③）	・自主防災組織の育成・活動支援 ・市自主防災組織連絡協議会の活動を支援することで、自主防災組織間の連携を図り、各地区の課題や情報の共有、共同の防災訓練の実施等の促進を図る。	市
自主防災活動支援事業（再掲 2-3-③）	・自主防災訓練を実施した自主防災組織に助成金を交付する。	市
地域防災力向上推進事業（再掲 1-3-③）	・「避難所検証訓練」の実施 ・「リーダー養成研修」の実施	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	（時点）	目標値	（時点）	関係機関
年 1 回以上防災訓練を実施している自主防災組織の割合	19%	R5	40%	R11	市

② 防災教育の推進

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・県の「学校防災管理マニュアル」（令和３年３月）を参考に、各学校において校内防災体制の整備が必要である。

・特別活動等における防災学習や、災害発生時に対応できるような避難訓練が必要である。

【対応方策】

- 「第３次美馬市教育振興計画」（令和４年２月）に基づき、防災教育を推進する。
- 各学校で作成している「防災教育年間計画」に基づき、校内の防災体制を整備するとともに、特別活動等における防災学習を推進する。
- 各学校の状況に応じた「危機管理マニュアル」を随時更新し、災害発生時に対応できるよう、家庭や地域、関係機関との連携により避難訓練を実施する。
- 生涯学習における防災教育の推進を図る。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
継続した防災教育の推進	・災害についての正しい知識と的確な判断力を育てることのできる継続した防災教育の推進	市
学校における避難訓練の実施（再掲 1-3-③他）	・様々な災害発生を想定した避難訓練や、家庭や地域、関係諸機関と連携した避難訓練の実施	市
学校危機管理マニュアルの作成	・避難訓練等の検証結果から得られた課題や、地域の実情に応じた、学校における危機管理マニュアルの整備及び更新	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
危機管理マニュアルの作成学校数	100%	R6	100%	R11	市、各学校

横断的分野　B　人材育成分野

【リスクシナリオへの対応方策】

B-①	職員の防災対応能力の向上
B-②	地域の防災リーダーの育成

①　職員の防災対応能力の向上

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・速やかな復旧・復興の実現に向け、職員の防災対応能力の向上が必要である。

【対応方策】

- 実践的かつ実際的な防災訓練を企画・実施し、職員の災害対応能力の向上を図る。（再掲 6-2-③）
- 罹災証明書発行の前提となる住家被害認定調査の管理（モバイル端末による調査）、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成、管理等の機能を有した被災者生活再建支援システムを導入し、業務の迅速化・効率化を図るとともに、住家被害認定調査を円滑に実施できる人材を養成する。（再掲 6-2-③）
- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ円滑に実施できる人材を養成する。（再掲 6-2-③）

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
危機事態対処訓練の実施（再掲 6-2-③）	・防災訓練の企画及び実施	市
被災者生活再建支援システム導入事業（再掲 6-2-③）	・住家被害認定調査の管理、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び管理等の機能を有した「被災者生活再建支援システム」の導入	市
住家被害認定調査員の育成（再掲 6-2-③）	・住家被害認定調査員の確保	市
被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成（再掲 6-2-③）	・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保	市
防災用物資集積拠点（地域内物資備蓄輸送拠点）管理運営事業（再掲 2-1-②）	・美馬市総合防災倉庫の維持管理 ・関係機関と連携した訓練の実施 ・フォークリフト運転技能講習修了者の確保	市
災害時ドローン活用促進	・ドローンの維持管理及び整備	市

施策・事業	概　　要	関係機関
事業（再掲 4-1-②）	・市職員のドローン操作に関する資格取得を促進する。	

②　地域の防災リーダーの育成

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・地域防災力の向上を図るため、地域防災活動のリーダーとなる人材の育成が必要である。

【対応方策】

- 地域防災活動のリーダーとなる人材の育成に向け、市民による「防災士」資格の取得を支援する。
- 市内の「防災士」資格取得者を組織化し、地域防災活動のリーダーとして様々な活動への参画を促す。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
市民防災士養成事業（再掲 2-3-③）	・防災士資格を取得した市民に資格取得に要した費用を助成する。	市、市民
地域防災力向上推進事業（再掲 1-3-③）	・「避難所検証訓練」の実施 ・「リーダー養成研修」の実施	市

横断的分野　C　官民連携分野

【リスクシナリオへの対応方策】

C-①	企業・ボランティア等との連携

①　企業・ボランティア等との連携

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・市民、自主防災組織、消防団、学校、企業、ボランティア、国、県、市その他の関係者の協働により、防災・減災対策に取組む必要がある。

【対応方策】

- 市民、自主防災組織、消防団、学校、事業者、ボランティア、国、県、市その他の関係者が、日常から連携を図り、防災・減災に向けた体制を整備する。
- ボランティアの活動は、被災地の復旧・復興に重要な役割を果たしており、効果的、効率的なボランティア活動につなげるため、社会福祉協議会等と連携を図りながら、ボランティアの受入れ体制を整備する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
災害ボランティアの体制整備（再掲 3-2-④）	・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの検証及び適宜見直しの実施 ・災害ボランティアセンター運営合同訓練の実施 ・災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な資器材の整備及び管理	市、社会福祉協議会

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
災害ボランティアセンターの開設・運営に必要な資機材の充足率（再掲 3-2-④）	1%	R6	100%	R11	市

横断的分野　D　長寿命化対策分野

【リスクシナリオへの対応方策】

D-①	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理

①　公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・多くの公共施設等が改修や更新の必要な時期となっているが、耐震化等を行うためには多額の費用が必要となる。

・美馬市公共施設等総合管理計画は令和３年度に一部改訂を行ったものの、同個別施設計画については平成 29 年度に策定以降、見直しが行われていない。

・橋梁の長寿命化や修繕、架替えに係る費用について将来的な財政負担の縮減を図りつつ、道路ネットワークの安全性を確保する必要がある。

【対応方策】

● 美馬市公共施設等総合管理計画及び同個別施設計画は、令和７年度に次期計画（令和８年度～令和 17 年度）を策定する予定であり、次期計画においては、現状に即したものとなるようにそれぞれ随時見直しを実施する。

● 「橋梁長寿命化計画」において計画している橋梁の修繕を順次進める。それに伴い、緊急輸送道路の耐震化も計画する。

● 美馬市学校施設長寿命化計画（令和２年３月）を策定し、老朽化対策や質的整備が求められる中学校施設の長寿命化を図り、劣化度調査の結果を踏まえた建替えサイクルの延長と施設整備にかかるコスト抑制を総合的に判断し、機能性・安全性を確保した教育環境の質的向上を図る。

【主要な施策・事業】（★は地域計画に基づき実施される関係府省庁の支援に位置付けあり）

施策・事業	概　　要	関係機関
橋梁の長寿命化、道路の耐震化 ★更新防災等（道路メンテナンス事業	・「橋梁長寿命化計画」に基づく橋梁の計画的な修繕 ・判定区分がⅢ以上の橋梁においては修繕・廃止・集約・撤去及びコスト縮減を検討	市
公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理	・「美馬市公共施設等総合管理計画」及び同「個別施設計画」の随時見直し	市

【リスクシナリオへの対応方策】

E-①	ＩｏＴ、ＩＣＴ等の活用

①　ＩｏＴ、ＩＣＴ等の活用

【脆弱性評価（取組の現状や課題）】

・本市が直面する人口減少や少子高齢化の中にあって、様々な課題を克服するため、デジタル化を原動力としたSociety5.0の実現が求められている。

【対応方策】

● 行政事務の効率化をはじめ、革新的な技術を様々な分野に展開して、あらゆる分野で、現在とは全く異なる社会を実現しようとするSociety5.0の推進に向け、行政サービスへのAIやRPAの導入について研究、検討する。

【主要な施策・事業】

施策・事業	概　　要	関係機関
行政サービスへのAI、RPAの導入	・Society5.0の推進に向け、行政サービスへのAIやRPAの導入を研究、検討 ・ＩＣＴの活用による業務改善・業務継続研究を行うため、ワークショップ・ハンズオン研修に取り組み、ＤＸ推進リーダーの養成	市

【重要業績指標】

指　　標	現状値	(時点)	目標値	(時点)	関係機関
ＤＸ推進リーダーの人数	0人	R6	33人	R11	市

第６章　施策の重点化

1　施策の重点化の考え方

本市において、大きな人的被害を発生させる自然災害としては「南海トラフ地震」があげられ、被害想定の内訳でも、揺れ（建物倒壊）を起因とする死傷者が多くなっている。

また、本市は総面積の約８割が森林となっており、県内でも土砂災害警戒区域等の指定数が多く、土砂災害による人的被害や孤立集落の発生等の危険性が高い地域である。さらに、平成 28 年６月には、吉野川において想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域が公表され、市の中心部において大規模な洪水が発生する可能性が示された。

一方、南海トラフ地震による建物の倒壊に対しては、耐震化を進めることで人的被害を大きく軽減することが可能であり、土砂災害や洪水に対しても、市民の防災意識を高め、速やかな避難の徹底や避難後の環境を整備すること等により、人命を守ることが可能となる。

そこで、「あらゆる災害から人命を守る」という目標を掲げ、この目標達成に向けたハード・ソフト両面の対策を重点的に推進する。

2　施策の重点化

「あらゆる災害から人命を守る」という視点で、本市の災害リスク等を踏まえて、以下のリスクシナリオに対応する施策について重点化する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、また防災インフラの損壊・機能不全による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、助かる命を救う	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	道路寸断による多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地や避難生活等における感染症や健康状態の悪化、災害関連死等の発生
③防災対策に必要不可欠な拠点機能を確保することにより、初動対応の遅れを防ぐ	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
④情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	4-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの途絶により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	4-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や、石油・LP ガス燃料供給施設等の長期にわたる機能の停止
	4-3	長期間にわたる断水、下水道施設の機能停止
⑤経済活動を機能不全に陥らせない	5-6	農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下
⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

第７章　計画の推進と進捗管理

1　推進体制

本市の強靭化を図るためには、市をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、企業、市民一人ひとりが、役割を担っており、それぞれが連携して施策や事業を推進する。

なお、国土強靭化地域計画に基づき地方公共団体等が実施する施策や事業については、国・県の補助金、交付金を効果的に活用し施策を推進するものとする。

2　計画の進捗管理と見直し

国土強靭化地域計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、定期的に計画の進捗管理を行うとともに、適宜見直しを行うものとする。

進捗管理にあたっては、対応方策のリスクシナリオごとに掲げた重要業績指標の達成状況により、評価を行い、改善につなげるものとする。

美馬市国土強靭化地域計画

発行年月：令和７年３月

改訂年月：令和８年７月

発　　行：美　馬　市